職員の給与に関する報告

令和2年12月

川崎市人事委員会



2川人委調第492号 令和2年12月7日

川崎市議会議長 山 崎 直 史 様 川 崎 市 長 福 田 紀 彦 様

川崎市人事委員会 委員長 魚津利 興

職員の給与に関する報告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別 紙のとおり報告します。

目 次

別紙	報		
	1	職員の給与等の実態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	民間の給与等の実態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3	民間給与との比較	4
	4	国家公務員給与との比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	5	物価及び生計費等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	6	人事院報告の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	7	本年の給与の改定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	8	人事管理に関する報告及び意見	7
	(]) 勤務環境の整備と働き方・仕事の進め方改革	7
	(2	2) 人材の確保・育成	13
	(3	3) 市民からの信頼確保	15
	9	おわりに	16
参	考	資 料	17

参 考(職員の給与に関する報告及び勧告(令和2年10月))

別紙

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

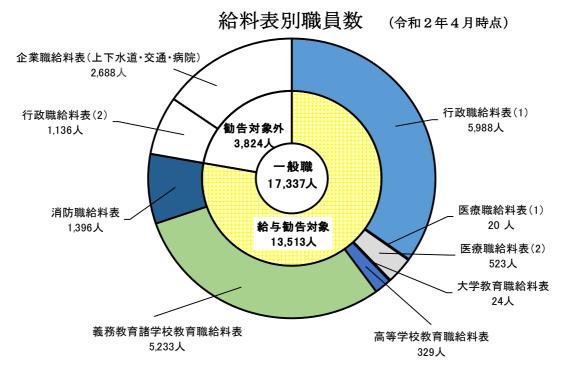
本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、企業職員を含む本市の一般職の職員は17,337人であり、このうち「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員(14,649人、平均年齢41.0歳)の平均給与月額は、406,741円(給料332,565円、扶養手当7,667円、地域手当55,458円、その他11,051円)となっている。

また、行政職給料表(1)の適用職員(5,988人、平均年齢41.6歳)の平均給与月額は、406,761円(給料329,305円、扶養手当7,994円、地域手当55,552円、その他13,910円)となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている、本年度の新規学卒の採用者を除いた職員(5,862人、平均年齢42.0歳)の平均給与月額は、410,926円(給料332,530円、扶養手当8,166円、地域手当56,129円、その他14,101円)となっている。

なお、本委員会の勧告の対象は、行政職給料表(2)の適用職員及び企業職員を 除く一般職の職員である。

【参考資料第1~9表(17~77ページ)参照】



- (注)1 再任用職員、任期付職員及び休職中の職員等は含まれていない。
 - 2 企業職給料表(上下水道・交通・病院) は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)~(3)及び病院企業職給料表(1)~(4)の合算である。

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の491事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された111事業所について行ったものである。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月22日、職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、本年4月分として支払われた給与

月額等について公民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

【参考資料第10~16表 (81~93ページ) 参照】

本年の職種別民間給与実態調査のうち、月例給等に関する調査についての主 な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で 212,421円、短大卒で185,431円、高校卒で173,164円となっている。

【参考資料第11表 (82ページ) 参照】

(2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめとした各職種の平均支給額は、参考資料第12 表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表 (83~91ページ) 参照】

(3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で42.7%、高校卒で22.1%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で41.5%、高校卒で42.4%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で58.5%、高校卒で57.6%となっている。

【参考資料第13表(92ページ)参照】

(4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は77.4%であり、その平均支給月額は配偶者13,214円、配偶者と子1人の場合20,847円、配偶者と子2人の場合27,521円となっている。

【参考資料第14表(92ページ)参照】

(5) 給与改定の状況

参考資料第15表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は40.6%、ベースアップを中止した事業所の割合は10.6%となっている。

また、参考資料第16表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は80.3%となっている。

【参考資料第15表・第16表 (93ページ) 参照】

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

職員の給与と民間給与との較差

(単位:円)

		較 差
民間給与	職員の給与	a — b
а	ь	$\left(\frac{a-b}{b} \times 100\right)$
411,004	410,926	78 (0.02%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

4 国家公務員給与との比較

「地方公務員給与実態調査」(総務省)によると、昨年4月時点における、 国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員とこれに相当する本市職員について、 学歴別・経験年数別に比較を行った本市職員の給料月額のラスパイレス指数は、 101.1(国家公務員を100とする。)となっている。

5 物価及び生計費等

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ全国では0.1%、本市では0.1%上昇している。

本委員会が「家計調査」(同省)及び「全国消費実態調査」(同省)を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で143,520円、2人世帯で182,870円、3人世帯で197,560円、4人世帯で212,260円となっている。

本年4月時点の神奈川県最低賃金は、時間額1,011円となっており、本年10月からは時間額1,012円に改定されている。

【参考資料第17表・第18表 (95~97ページ) 参照】

6 人事院報告の概要

人事院は、本年10月28日、国会及び内閣に対して、国家公務員(一般職)の 月例給関係について報告を行った。その概要は、次のとおりである。

報告の骨子

〇 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差(△0.04%)が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査(完了率80.2%)

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、 学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164円 △0.04%

[行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳]

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難である ことから、月例給の改定を行わない。

(参考) ボーナスの改定(令和2年10月7日勧告)

民間の支給割合(4.46月)との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

7 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案 すると、社会一般の情勢におおむね適応しているものと判断し、月例給に関し て、本委員会としては、次のとおりと考える。 本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を78円(0.02%)下回っているものの、おおむね均衡していることが判明した。

行政職給料表(1)については、較差が極めて小さいことから、改定を行わない こととする。

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を考慮 し、改定を行わないこととする。

諸手当については、民間事業所の各手当の支給状況等を踏まえると、今回のような極めて小さな較差の中で改定する特段の必要性は認められないことから、 改定を行わないことが適当である。

8 人事管理に関する報告及び意見

(1) 勤務環境の整備と働き方・仕事の進め方改革

「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」(以下「改革推進プログラム」という。)はこれまで、多くの取組により着実に効果を上げてきた。新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、社会全体において働き方の大きな見直しが求められる中、本市においても、働きやすい職場環境の実現に向けた各種取組の一層の推進を図る必要がある。

ア 長時間勤務の是正

職員の時間外勤務は、これまでの取組が奏功し長期的には縮減傾向にあるが、令和元年度の1人当たりの時間外勤務時間数は、災害対応などの突発的な業務の影響もあり平成29年度の「改革推進プログラム」策定後、前年度比で初めて増加に転じた。また、長時間勤務となっている職員は未だ相当数存在しており、その是正は引き続き取り組むべき喫緊の課題である。今後も長時間勤務の是正を推進するためには、現行の取組に加え、様々な方向から新しい手立てを講じていく必要がある。

本委員会は、昨年4月に時間外勤務の上限時間等や年5日の年次休暇の確実な取得を規則に定めたところである。時間外勤務に関し、任命権者は、e ラーニングや局・区働き方・仕事の進め方改革推進会議などの枠組みを活用し、令和元年度に上限時間等を超えて命じた時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を実施した。さらに、それらを踏まえた業務分担の見直し、平準化や応援体制の構築などの対策について全庁的な共有を行っており、これらが今後の長時間勤務の是正に資することに期待する。年次休暇については、本年3月に策定された「第5期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」において、職員の年次休暇取得率を80%以上とする目標について、令和6年度までに達成することとされた。任命権者にあっては職員の時間外勤務の縮減や年次休暇の取得の促進に引き続き努めるとともに、時間外勤務の要因に係る整理、分析及び検証の結果を適切に共有し、今後の取組に活用されたい。

長時間勤務の是正のためには、各職場における対策のほか、全庁的な勤務環境の整備を通じて業務の効率化を図ることも重要である。任命権者においては、ICTの活用などを含めた業務効率化の推進にも引き続き取り組まれたい。

また、労働安全衛生の観点からは、全ての職員について勤務時間等の適正化が求められるところである。任命権者は、本年4月から、管理職について非管理職と同様に職員情報システムによる時間外勤務の把握を開始した。このほか、教育職員については、本年6月、文部科学省の指針を受けて、業務量の適切な管理を目的とした教育委員会規則が制定され、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を原則として1箇月につき45時間及び1年につき360時間とし、その範囲内で業務量の適切な管理を行うものとしている。これらの取組に基づき、勤務時間等の適正な把握及び管理を進め、一層の職員の安全と健康の確保に努められたい。

イ ハラスメント対策

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力の発揮を 妨げるとともに、メンタルヘルスや職場環境に悪影響を及ぼし、その結果、 職場の効率的な運営に支障を来すものである。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)の改正により、本年6月からパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられるとともに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児介護休業法)の改正により、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントの防止対策が強化された。本市では、以前からこうした対策に取り組んできたところであるが、今回の法改正を契機として、関係要綱及びハラスメント防止を周知するためのパンフレットを一部改正し、庁内に改めて通知を行った。

任命権者においては、これまでも、階層別研修などの機会を通じて職員への意識付けを行うとともに、川崎市職員のハラスメント相談の専門相談員を務めている弁護士を講師に招いて各局区の人事担当課長等を対象とした研修を実施したところである。今後も、ハラスメントを未然に防ぎつつ、職員が能力を十分発揮できる良好な職場環境づくりに向けた取組を積極的に進められたい。

なお、本市では、令和元年12月に川崎市差別のない人権尊重のまちづく り条例が制定され、令和2年7月1日に全面施行されたところである。市 職員には、市民の模範となるべき高い人権意識が求められており、これを 機に、職員一人ひとりが改めて人権について認識を深めることを期待する。

ウメンタルヘルス対策

本市の令和元年度における長期療養者に占める「精神及び行動の障害」

いわゆるメンタルヘルス不調者の割合は前年度から増加しており、今後も 引き続きメンタルヘルス対策の取組を強化していくことが重要である。

本市では、「川崎市職員メンタルヘルス対策第2次推進計画」(以下「第2次推進計画」という。)を昨年4月に策定し、セルフケアの推進、ラインによるケアを強化し健康で働きやすい職場環境づくりの推進、早期発見・早期対応のための相談体制の充実、復職支援システムの推進と再発予防の取組強化の4つの目標に基づく取組を推進している。

昨年度には、「第2次推進計画」に基づき、産業医、学識経験者等で構成されるメンタルヘルス1次予防対策専門部会を新たに設置した。部会では、セルフケア、職場環境改善、過重労働対策等の職場における効果的かつ効率的なメンタルヘルス1次予防対策の推進と対策を支援する産業保健スタッフの体制構築を進めており、今後、その効果が期待される。また、自殺が社会問題となっている中で、自殺予防を日常のメンタルヘルス対策に取り入れることができるよう管理監督者向けの手引「メンタルヘルスと自殺予防」を作成し、自殺予防の普及啓発と推進を図った。自殺予防については、事前予防、危機対応等が重要であることから、今後とも管理監督者、産業保健スタッフ等の緊密な連携を図られたい。

「第2次推進計画」は令和元年度から令和5年度までを計画期間としており、計画期間中に中間評価を行うとともに必要に応じて計画内容の見直しや修正を行いながら、より効果的かつ効率的に取組を推進することとしている。任命権者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大がメンタルヘルスに及ぼす影響などの環境変化等にも留意しつつ、「第2次推進計画」に基づく各取組の着実な推進に向けて、引き続き多様な視点から検討を行い、メンタルヘルス対策を強化されたい。

エ 高齢期の雇用の在り方

公務員の定年延長は、高齢期の雇用の在り方に係る重要な課題として議

論がなされてきたところであるが、政府は、本年3月、地方公務員法の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。この法律案では、地方公務員の定年年齢を令和4年度から令和12年度までの期間で段階的に65歳まで引き上げることのほか、管理監督職の役職定年制、定年前再任用短時間勤務制、定年が段階的に引き上げられる期間における経過的な再任用制度など、定年年齢の引上げに伴う新たな制度の具体的な形が示された。法律案は、本年の通常国会での成立が見送られ継続審議となっているが、本市においても、定年延長を含めた高齢期の雇用について、法律案の趣旨や国及び他都市の動向を踏まえ、雇用と年金の接続を図りながら適切に対応していく必要がある。

定年年齢の引上げ後、職員が60歳を超える年齢となってからも引き続き活躍していくためには、適切な給与水準のほか、知識や経験を踏まえた人事配置の実現を通じて勤務意欲の維持向上を図ることが重要である。60歳を超える職員の給与水準や人事配置については、国の動向を注視しつつ本市の状況を適切に反映したものとすることが求められる。今後は、既に導入が予定されている55歳を超える職員の昇給基準の見直しのほかにも、最高号給を含む高位の号給を受けている職員が昇格した場合の給料月額の増加額を縮減するなど、60歳前の給与水準も含めて、その在り方を引き続き検討していくことが望ましい。また、組織の新陳代謝を図りつつ、高齢層職員が自身の知識や経験を活用し、意欲的に働くことのできる職場の実現にも努められたい。

オ 多様な働き方の推進

多様な働き方の実現は、将来にわたるより良い市民サービスの安定的な 提供を可能とするための重要な課題である。本市では、「改革推進プログ ラム」に基づき、多様な働き方の推進に向け、ワークスタイル変革、女性 活躍推進・次世代育成支援(ワーク・ライフ・バランス)、障害者雇用の 拡大等の様々な観点から取組を進めてきた。

本年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、本市では業務継続計画(BCP)を発動するに至った。任命権者は、従前から推進していたワークスタイル変革等に関する取組の活用に加え、特例的な在宅勤務の実施、時差勤務の1週間当たりの上限回数の緩和、サテライトオフィスの利用時間の緩和等の措置を講じ、感染拡大防止のため人との接触機会の低減を図ったところである。BCPの解除後も柔軟な勤務体制を継続しており、また、今後も災害等の非常時における業務継続性を確保するため、テレワーク環境の整備を一層推進することとしている。新型コロナウイルスの感染拡大がもたらしたこの難局における対応については、その効果と課題を検証し、非常時に対する備えのみならず、今後の多様な働き方の推進に活用していくことが重要である。現下の状況を契機として今後を見据え、引き続き効果的に取組を進められたい。

本市は、本年3月に、職員が仕事と子育てを両立することのできる職場環境の整備について更なる推進を図るため、「第5期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」を策定した。本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とし、男女共同参画の観点から令和6年度までに男性職員の育児休業の取得率を30%以上にすること等を目標としている。今年度は本計画に基づき、これまで管理職を対象に実施してきたイクボス研修に加え、新たに課長補佐及び係長級職員を対象としたプレイクボス研修を実施したところである。職員のワーク・ライフ・バランスの実現においては、各職員が抱える様々な事情を互いに理解し、補い合う意識を醸成することが不可欠と考えられる。今後においても、引き続き実効性のある取組の推進を期待したい。

障害者雇用に関する取組として、各任命権者において本年4月に「障害者活躍推進計画」を策定した。令和2年度から令和3年度までの2年間を

計画期間とし、職務の選定・創出・マッチング、環境整備、人事管理等の分野に注力するとともに、取組状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行うこととしている。職員同士が協力し合い個々の能力を十分に発揮できるよう、障害者である職員を含む全ての職員にとって働きやすい職場環境の整備に努められたい。

(2) 人材の確保・育成

ア 人材の確保

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等を背景として、近年は民間企業や国、地方自治体を問わず人材獲得競争が激しく、本市においても依然として職員採用を取り巻く環境は厳しい。このような状況下で、多様で有為な人材を安定的に確保することは重要な課題である。

本年は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により採用説明会が中止になるなど、例年と異なる採用活動が必要となる中、本委員会は、積極的にインターネットを利用した広報等を行っている。SNSを活用した広報を強化するとともに、市長自らが本市の魅力や働きがいなどを伝えるメッセージ動画をホームページ上に掲載するなどの取組を通じて、本市への受験意欲の喚起を図ったところである。

また、特に採用活動が競合する傾向にある専門職の人材確保に向け、専門職の業務に興味・関心のある学生等を対象に、本市の専門職が活躍する現場を巡るバスツアーや職場紹介のためのセミナー等を実施してきた。今年度については、「川崎市職員採用案内-技術職員編-」を「川崎市専門職シゴト紹介パンフレット」として刷新し、新たに社会福祉職・心理職・保健師の業務を紹介するページを設けるなど内容を充実させた。

本委員会は、社会環境の変化に合わせた効果的な手法を引き続き検討しつ、任命権者と連携しながら人材の確保に向けた取組を推進していく。

イ 人材の育成

本市では、平成28年3月に策定された「川崎市人材育成基本方針」に基づき、人材育成に関する様々な取組を実施している。

とりわけ、人材育成において管理監督者が担う役割は大きく、任命権者は、各種研修や支援ツールの提供等を通じて、管理監督者のマネジメント力強化に向けた取組を推進してきた。管理監督者が、自己の能力の開発・伸長に努め、主体的かつ積極的に職場での人材育成に取り組むとともに、職員の能力が最大限に発揮される職場環境を構築するよう、引き続き取組を進められたい。

また、職員のキャリア形成や職務遂行上の課題・悩みの解決を図る取組としてメンター制度を実施してきたところであり、今年度は、その一環として、庁内の電子掲示板上で相談ができ、匿名投稿も可能とする「プチメンター相談室」の運用が開始された。メンター制度の利用によって、メンターには人材育成意識やコミュニケーションスキルの向上、メンティには課題・悩みの解決やモチベーションの向上などの効果が見込まれ、今後の利用促進が期待される。

さらに、将来にわたり人材を継続的に育成していくためには、職員一人 ひとりが昇任を含めた自身のキャリアプランについて意識できるような機 会の提供等、キャリア形成上の支援が必要である。任命権者においては、 職員が明確なキャリアプランを持ちながらいきいきと働けるよう、「川崎 市人材育成基本方針」を踏まえた取組を行うことを期待する。

e ラーニング研修については、従前から利用されているところであるが、 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止となった集合研修の代替 としても機能している。感染拡大の予防を図りつつ、研修機会を確保する ため、ICT、インターネット等も活用しながら、職員の人材育成を進め ていくことが望ましい。 人材育成に関する取組は、中長期的な視点で実施されることにより大きな効果を発揮するものである。任命権者においては、各取組について検証し改善を図りながら、着実に推進されたい。

(3) 市民からの信頼確保

盗撮、痴漢、飲酒運転による事故等の私生活上の不祥事や、個人情報が記載された書類の紛失、使用料の誤徴収等の事務執行上の不祥事が、昨年度から今年度にかけて相次いで発生しており、公務員としての職の信用を傷つける事態を招いていることは誠に遺憾である。

任命権者においては、これまでも各種通知・通達の発出、管理職を含む職員への研修等の取組を行ってきたところであるが、引き続き、様々な機会を通じて職員の自覚を促し、厳正な服務規律の確保と公務員倫理の確立に取り組まれたい。

特に、地方自治法の改正により今年度から本格導入された内部統制においては、対象とする財務及び情報管理に関する事務について、主に全庁にわたる事務を中心にリスクの洗い出しを行い、これを対策例等と併せて一覧にした「リスクチェックリスト」を用いるなど、本市独自の取組を実施している。今後も引き続き、事務の適正な実施等に関する信頼性を確保するための取組を着実に推進されたい。

また、本年4月、服務監察、内部統制、行政不服審査等に関する業務を一体的に扱う部署としてコンプライアンス推進室が新設されたところであり、 信頼確保に向けた様々な取組の相乗的な効果が現れることを期待する。

職員一人ひとりに対しては、不祥事や業務執行上のミスの発生が、市政に対する市民の信頼を失墜させる結果につながることを改めて認識し、高い規範意識と強い責任感を持って、職務に精励することを望む。

9 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年は、月例給の改定は行わないこととしたが、本委員会は、今後とも民間 給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役 割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、職員の給与に関する報告及び勧告制度が果た している役割を理解され、適切に対応されるよう要望する。

参考資料

目 次

第	; 1 ;	部	職員	食の給与等の実態	
	第	1	表	給料表別平均給与月額	17
	第	2	表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	第	3	表	給料表別、学歴別人員分布	19
	第	4	表	給料表別、年齢別人員分布	20
	第	5	表	給料表別、勤続年数別人員分布	22
	第	6	表	給料表別、級別及び号給別人員分布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	第	7	表	扶養手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
	第	8	表	住居手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	第	9	表	管理職手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
第	2	邹	民間	間給与等の実態	
	令和	旬 2	年職	地種別民間給与実態調査の概要	79
	第	1 0	表	産業別、企業規模別調査事業所数	81
	第	1 1	表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	82
	第	1 2	表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
	第	1 3	表	民間における初任給の改定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	第	1 4	表	民間における家族手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	第	1 5	表	民間における給与改定の状況	93
	第	1 6	表	民間における定期昇給の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
第	3 ‡	部	労偅	勋経済指標	
	第	1 7	表	費目別、世帯人員別標準生計費	95
	第	1 8	表	労働経済指標	96

第1部 職員の給与等の実態

第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

r							<u>(単位:円)</u>
区 分給料表	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合 計
行政職給料表(1)	329,305	7,994	55,552	4,012	9,898	0	406,761
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	332,530	8,166	56,129	3,991	10,110	0	410,926
行政職給料表(2)	337,545	9,311	55,497	1,021	_	0	403,374
医療職給料表(1)	510,135	9,450	95,102	1,500	74,805	132,300	823,292
医療職給料表(2)	322,245	3,394	53,202	3,569	6,876	0	389,286
大学教育職給料表	418,983	8,167	71,040	1,667	16,850	0	516,707
高等学校教育職給料表	381,959	8,590	63,070	4,642	3,642	0	461,903
義務教育諸学校教育職給料表	339,574	5,784	55,928	5,757	4,196	0	411,239
消防職給料表	304,416	13,338	51,473	5,038	3,954	0	378,219
全給料表 (企業職を除く。)	332,565	7,667	55,458	4,492	6,378	181	406,741

企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	315,462	7,574	52,837	3,956	7,196	11,940	398,965
全給料表 (企業職を含む。)	329,913	7,653	55,051	4,409	6,505	2,004	405,535

⁽注)1 数値については、令和2年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)。

² 給料には「教職調整額」を含む。

³ その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当である。なお、本年は、単身 赴任手当(基礎額)及び寒冷地手当の支給はない。

⁴ 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表 (1)~(3)及び病院企業職給料表(1)~(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)。

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

区 分給料表	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	5,988	41.6	17.0
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	5,862	42.0	17.4
行政職給料表(2)	1,136	51.3	23.9
医療職給料表(1)	20	50.6	10.6
医療職給料表(2)	523	41.3	15.3
大学教育職給料表	24	51.0	7.7
高等学校教育職給料表	329	43.3	14.4
義務教育諸学校教育職給料表	5,233	38.7	12.3
消防職給料表	1,396	37.3	15.0
合 計	14,649	41.0	15.5

企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	2,688	41.1	14.3
企業職を含めた総合計	17,337	41.0	15.3

第3表 給料表別、学歷別人員分布

区分	計		学歴別	職員数	<u> (単位:人)</u>
給料表	ĦΤ	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職給料表(1)	5,988	4,661	825	500	2
行政職給料表(2)	1,136	116	141	801	78
医療職給料表(1)	20	20	_	_	_
医療職給料表(2)	523	453	67	3	0
大学教育職給料表	24	24	0	0	0
高等学校教育職給料表	329	317	3	9	0
義務教育諸学校教育職給料表	5,233	4,989	244	0	0
消防職給料表	1,396	881	212	303	0
合 計	14,649	11,461	1,492	1,616	80
構成比	100.0%	78.2%	10.2%	11.0%	0.5%
企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	2,688	1,358	766	511	53
企業職を含めた総合計	17,337	12,819	2,258	2,127	133
構成比	100.0%	73.9%	13.0%	12.3%	0.8%

⁽注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)。

第4表 給料表別、年齢別人員分布

給料表	行政職	行 政 職	医療職	医療 職	大学教育職
年齢	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給料表
歳	人	人	人	人	人
18	2				
19	4				
20	5				
21	13				
22	114			2	
23	109	1		4	
24	93			6	
25	116			14	
26	112	0		17	
27	141	3		16	
28	113	1		13	
29 30	123 121	2		15 22	
31	135			12	
32	137			13	
33	142	3		14	
34	131	4	1	19	
35	157	$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix}$	1	12	1
36	139	1		12	
37	153	7		14	
38	147	1	1	16	
39	163	3		16	
40	158	11	1	10	
41	179	17		17	1
42	189	19	2	18	1
43	186	21		15	
44	247	30	1	13	3
45	253	46	1	12	1
46	231	44		18	1
47	262	55		10	
48	246	44		20	
49	188	47		10	1
50	177	65	1	9	1
51	226	80	1	14	1
52 52	159	95 76	1	12	2
53 54	149	76 75	1	18 21	2 2
54 55	142 159	75 85	1	15	2 2
56	120	82	3	13	Δ
57	99	84	1	13	
58	115	74	3	16	2
59	133	58	1	12	
60 以上	100	30	1		3
/,	人	人	人	人	人
計	5,988	1,136	20	523	24
н	0,000	1,100		020	21

高等学校教育職	義務教育諸学校教育職	消防職	=1
給料表	給料表	給料表	計
人	人	人	人
		3	5
		7	11
		8	13
		9	22
5	114	27	262
9	129	30	282
7	171	18	295
5	192	38	365
8	175	37	349
6	184	53	403
10	157	41	335
4	172	37	353
7	172	54	376
4	160	77	388
9	184	69	412
10	171	58	398
5	163	56	379
13	170	69	424
7	178	58	395
4	148	39	365
7	148	59	379
9	129	53	373
8	120	32	340
9	136	25	384
10	125	33	397
12	126	32	392
4	125	40	463
4	145	30	492
7	125	32	458
3	111	24	465
6	99	36	451
6	105	16	373
3	108	16	380
11	109	21	463
7	125	18	419
9	97	17	368
17	108	22	388
13	123	16	413
15	118	17	368
21	112	19	349
21	104	20	355
14	95	30	343
		,	4
人	人	人	시
329	5,233	1,396	14,649

企業職給料表	企業職を含
(上下水道・交通・病院)	めた総合計
<u> </u>	人
	人 5
9	13
2 4	17
44	66
92	354
77	
	359
69	364
62	427
75	424
59	462
49	384
54	407
75	451
53	441
52	464
50	448
55	434
63	487
40	435
37	402
38	417
49	422
56	396
49	433
56	453
58	450
94	557
95	587
102	560
115	580
91	542
107	480
118	498
88	551
76	495
68	436
92	480
70	483
70	438
64	413
52	407
46	389
22	26
	
2,688	17,337

第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

給料表	行 政 職	行 政 職	医療 職	医療職	大学教育職
勤続年数	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給 料 表
年	人	人	人	人	人
0	219	10	3	11	8
1	183	5	<u> </u>	12	1
2	203	3	2	25	1
3	198	3	1	31	-
4	200	$\begin{bmatrix} 0 \\ 2 \end{bmatrix}$	1	39	1
5	181	$\frac{2}{4}$		17	1
6	118	2	1	18	1
7	109	7	1	11	_
8	188	6		11	1
9	165	4		16	1
10	237	3	1	18	2
11	259	3	1	17	1
12	189		3	19	1
13	126			11	
14	98		1	12	1
15	122		1	15	-
16	113		_	20	
17	111	13	2	12	1
18	148	29	_	11	_
19	181	83		8	
20	237	57	1	11	
21	144	83		6	
22	159	80		11	
23	127	97		16	
24	196	110		17	
25	205	98	1	14	3
26	221	77	1	10	<u> </u>
27	176	71	_	18	
28	158	88		13	
29	178	29		9	
30	124	42		12	
31	102	42		9	
32	115	35		7	
33	99	16		10	
34	90	11		4	
35	63	7		8	
36	72	9		7	
37	51	1		5	
38	35	1			
39	43	4		2	
40	29	1			
41	16				
42					
43					
44					
45					
	人	人	人	人	人
計	5,988	1,136	20	523	24
н1	0,500	1,100	20	020	21

高等学校教育職	義務教育諸学校教育職	消防職	31
給料表	給料表	給料表	計
人	人	人	人
13	307	48	619
23	298	36	558
18	280	17	549
10	306	52	601
12	240	59	553
17	248	59	527
12	230	47	429
13	188	40	369
11	189	50	456
8	137	109	440
18	247	68 68	594
11	202 230	64	560 517
6	172	41	356
5	175	31	323
8	144	33	323
9	146	42	330
5	123	34	301
3	90	48	329
10	168	40	490
8	61	37	412
6	34	20	293
5	87	24	366
5	84	27	356
7	43	23	396
6	45	23	395
5	47	17	378
6	43	23	337
9	97	26	391
4	109	19	348
5	96	20	299
7	100	27	287
7	57	20	241
4	58 52	16	203
11 6	53 36	12 14	181 134
3	45	13	134
2	16	10	85
1	2	7	46
	_	10	59
1		11	42
_		11	27
人	人	人	人
329	5,233	1,396	14,649

企業職給料表	企業職を含
(上下水道・交通・病院)	めた総合計
人	人
241	860
160	718
139	688
128	729
120	673
104	631
87	516
69	438
77	533
49	489
88	682
72	632
41	558
30	386
38	361
17	340
24	354
78	379
60	389
55	545
67	479
66	359
78	444
61	417
70	466
77	472
94	472
62	399
62	453
61	409
72	371
50	337
44	285
43	246
23	204
24	158
24	173
10	95
3	49
14	73
5	47
1	28
人	人
2,688	17,337

第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2 3								
3								
4								
5								
6								
7	0							
7	2							
8 9								
9								
10								
11	4							
12								
13				1				
1.4				1				
14								
15	6			_				
16				2				
17	4							
18								
19	9			1		1		
20				1		1		
21								
21		4			-			
22		1 3 2			1	1		
23	9	3						
24	9 3	2		1				
25	3			$\frac{1}{2}$				
26		2						
27	124	59		2				
28	4	28		2				
20	6	23		2 3 5				
29		23		5				
30	6	10		9				
31	84	53		1				
32	7	41		8		1		
33	7	34		4	1			
34	6	17						
35	76	48		4 8		2	1	1
36	20	20		0	1	2		2
27	40	39 33		8	1	-		1 2 2 4 4 2 4
37	10	33		3	_	2		2
38	11	32		6	3	2 2 2	1	4
39		39	5 5	9		2		4
40		32	5	9	3	4	2	2
41	1	21	6	10	4	16	2 2	4
42	-	15	19	10	4	13	3	4
42 43	1	20	n	14	4 6	13 15	6	່
40	1	15 38 32	12 9 12	14	3	10	0	4
44		32	12	10	3	21	8 7	4 2 1 2 2 1
45		20	12	11	5	8	7	2
46	3	25	25	21	5	17	9	2
47		37	18	16	8	16	7	1
48		36	20	9	8	15	6	
49	2.	32	21	19	15	15	8	
50	2 1	26	28	17	10	12	0	
50 F1		20	40	11	10	12	9 8	
51	1	37	19	21	15	16	8	
52		32	21	19	14	19	9	

級								
号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		27	30	28	14	15	2	
54		24	27	32	6	8	5	
55		35	40	21	15	20	2	
56		32	29	28	14	11	6	
57		23	28	20	14	17	6	
58		29	26	27	15	14	6	
59		42	31	38	11	23	8	
60		29	25	30	6	18	3	
61		34	23	27	11	16	3	
62		33	29	21	12	19	3 2	
63		50	25	22	10	17	2	
64		33	33	18	11	16		
65		29	24	22	6	26		
66		32	20	20	5	12	1	
67		52	32	17	7	9		
68		31	17	21	7	7		
69		28	24	22	5	4	1	
70		40	19	19	11	12	2	
71		37	25	28	6	7	1	
72		25	18	23	8	11		
73		23	18	25	7	11		
74		18	11	25	4	6		
75		24	19	16	7	5		
76		12	22	9	7	6		
77		7	19	18	5	6		
78 79		10 10	28 22	15 13	2 2	5 9		
80		9	20	19	6	5		
81		7	18	13	4	3		
82		2	16	12	3	2		
83		9	22	12	8	3		
84		3	18	10	5	2		
85		2	21	13	1	2 5		
86		2	26	4	3			
87		2 5	22	10	1			
88			24	6	7			
89			22	11	2			
90			30	6	2 2 2			
91			15	10				
92			19	10	1			
93		3	17	5	4			
94		2	20	4	2 3			
95			16	7				
96			13	5	1			
97			22	3	1			
98		1	9	2 5	1			
99			13	5				
100		1	10	6	2			
101			14	5				
102		1	10	4				
103			16	4				
104			6	3				

粉	1	2	3	4	5	6	7	8
105			11	4	1			
106		1	11	6				
107			15	1				
108		7	11	1				
109 110		1	7 8	5 1				
111			6	10				
112			5	5				
113		2	7	4				
114		1	8	3				
115			8	9				
116 117			9	3 2				
117			7	9				
119			7	1				
120			11	4				
121			4	4				
122			2	2				
123			8	2				
124			3	2				
125 126			4	5				
120			5	3				
128			3	5				
129			5	2				
130			6	3				
131			3	1				
132			4					
133			4	0				
134 135			7 8	2				
136			2					
137			6	8				
138			4					
139			2					
140			4					
141			1					
142 143			5 3					
143			8					
145			5					
146			2					
147			4					
148			5					
149			67					
合 計	410	1,665	1,639	1,164	394	548	137	31
平均給料月額	184,933円	247,138円	350,041円	369,295円	408,391円	437,308円	471,398円	511,729円
平均年齢	23.3歳	32.1歳	46.3歳	45.2歳	50.0歳	52.2歳	55.5歳	57.6歳

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)。

行政職給料表(2)

【機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる 業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用

	マ 未防並しに申ュ	4. 一人。	がに促事する戦兵に週五	ノ (手匹・八)
級	1	2	9	4
号給	1	2	3	4
1 2 3				
2				
3				
5 6 7				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
20				
21	4			
22	1			
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30	1	2		
31	1	_		
32	1	2		
33	1			
აა ეკ	1	1		
34 35	1	1		
35	_	_		
36	1	1		
37				
38		3		
39				
40		1		
41		1		
42		1		
43				
44				
45		2		
46		2		
40		1		
47			4	
48		1 2 2	1	
49		2	1	
50		1		
51			2	
52		1	1	

級	1	2	3	4
号給	•	_	ű	-
53		1	1	
54				
54 55		1	2 2 6 5	
56			6	
57			5	
58		9	3	
58 59		2 1	1	
60		1	3 1 3	1
61		9	12	1
69		2 3	6	
62 63			8	
03		1		
64 65 66 67		0	6	4
65		2	6	1
66			7	
67			11	1
68		1	11	1
69		1	19	1
70		1	12	1 2 2 7 3 2 1 5
71		1	15	2
72		3	11	7
73 74		1	22	3
74		1	17	2
75		1	22	1
76		1	17	5
77		1	23	5
78		1	24	4
78 79		1	18	
80		1	17	$\begin{array}{c c} & 1 \\ 2 \\ \hline 2 \end{array}$
81			14	2
82		3 2 6	21	\ \(\(\triangle \)
02		<u> </u>	21	1
83		О	21	1 2 2 4
84		0	21	2
85 86 87 88		2 1 2 1	21	2
86		1	23 19	4
87		2	19	1
88		1	20	9
89		1	14	9 3 3
90		1	19	3
91		1	18	
92		1	24	4
93			19	3
94			20	3
95			28	3
96			24	2
97		1	15	4 3 3 3 2 2
98		_	24	1
99			26	
100			18	3
101			11	1 3 2
102			21	
102			10	1
				1
104			16	3

級				
号給 粉	1	2	3	4
105			14	
106			9	3
107			15	3
108			5	$\stackrel{\circ}{2}$
109			5	3 3 2 1
110			6	
111			6	1
112			2	
113		1	7	1
114			5	
115			3	2
116			3	2 3
117			3 7	
118			9	1
119			4	1
120			2	1
121			2 3	
122			1	
123			1 2 1	
124			1	2
125			1	
126				3
127			2	1
128			1	1 2 3
129			5	3
130			2	
131				
132			1	1
133				$ \begin{array}{c} 1\\ 3\\ 2 \end{array} $
134			1	2
135			1	
136				
137				4
138			2	
139			3	
140			3	
141			1	
142				
143			1	
144			-	
145			1	
146			1	
147			1	
148				
149			9	
合 計	6	71	924	135
平均給料月額	176,400円	257,299円	340,230円	368,536円
平均年齢	26.8歳	40.6歳	51.7歳	55.3歳

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

級	_		_		(単位:人)
号給	1	2	3	4	5
1					
1 2 3					
3					
4					
5					
6					
7					
6 7 8 9					
9					
10					
11					
12		-			
13		1			
14					
15 16					
16 17					
18					
19					
20					
21					
22					
23		1			
24					
25					
26			1		
27					
28					
29			1		
30					
31					
32					
33		1			
34					
35			1		
36 37				-	1
37				1	
38					
39 40					
41					
42					
43					
44					
45					1
46					
47					
48					
49			1		
50					1
50 51 52					
52					

級	1	2	3	4	5
号給	1	۷	ა	4	υ
53					
54					1
55				1	
56					
57				2	
58					1
59					
60					
61					
62				1	
63					
64					
65					1
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73			1		
74					
75					
76					
77				1	
78					
79					
80					
81					
合 計	0	3	5	6	6
平均給料月額	_	383,400円	472,180円	537,600円	577,667円
平均年齢	_	38.0歳	47.2歳	53.7歳	56.7歳

医療職給料表(2)

【保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、 助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用

		助座即、有護即	1、作有護即での	他の医療技術	散貝に週用	<u></u>	(単位:人)
級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
7 8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17			1				
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27	2	5					
28		0					
29		5			1		
30		1		1	1		
31	3	4 7		1			
32	٥	1					
32	1	2 6					
33	1			1			
34 35	1	1		1	1		
35	4	1 2 2		1	1		
36 37	1	2		1			
37	1	9					
38	1	4					
39		4 7		1			
40	1	7					
41	1	13 2 4	3 2 2 2	1			
42		2	2				
43	2 1	4	2				
44	1		2	1			1
45 46 47		2			1		
46		2	2 5	2		2 1	1
47		3	5	1	2	1	
48		4		2			3
49		2 2 3 4 2 4	5	2 1 2 1 2 4 1	3		
50		4	6	2			1
51		6	1	4		2	
52		4	1 5	1		2 3	1
02		7	J	1		J	1

	1	2	3	4	5	6	7
53		7	3	1			
54		1		1 2 2 2 2 3 1 2 2 1 2			
55		5	3 3	2		1	
56		2	3	2	2	1 3	1
57		2	8	2	1		
58		3	1	3	2		
59		1 5 2 2 3 5 3	3	1	1	1	
60		3	3 3 2 2 5 5 5	2			
61		4	2	2	1	2	
62		4	2	1	1	2 1 1	
62 63		2	5	2	1	1	
64		5	5				
65		1	4			5	
66		4 2 5 1 6 2 2	2 3 2	2 1	1	1	
67		2	3	1	1	2	
68		2	2			5 1 2 2 2 2 1 2	
69			1		2 2	2	
70		3	1	1	2	1	
71 72		6	2	1		2	
72		2 2		1 2 1	1		
73		2	3	2	4	1	
74		3 3	1	1	1		
75		3		1 2	3	3	
76			1	2			
77		1					
78		1	2	3			
79					2		
80		1		1	1		
81			1		1	1	
82		1	2				
83			2 1 2	2			
84			2	2 1 2 5			
85 86 87 88			1	2	2		
86			3	5	1		
87			1		2		
88			1 2	1	-		
89			2		1		
90 91			1				
91			1 1				
93			1				
93			1				
94			1	1			
95 96			1	1			
97			2	1			
98			3				
99			1	9			
100			1	2 1			
101			1	1			
102			9	1			
103			2 1	1			
103				1 2			
104							

粉	1	2	3	4	5	6	7
105			4	1			
106 107			1	1 1			
108			2	2			
109			1				
110							
111							
112 113			1				
114			1				
115			3	1			
116			1				
117		2					
118 119			1				
120			1				
121							
122			$\begin{array}{c} 1 \\ 2 \end{array}$				
123			2	1			
124 125				1			
126							
127			1				
128							
129			0				
130 131			2 1				
132			1				
133							
134							
135							
136 137			1				
137			1				
139			1				
140							
141			2				
142 143			1				
143			1				
145							
146							
147							
148 149			4				
合 計	19	183	151	83	42	37	8
平均給料月額	194,758円	244,008円	345,083円	371,022円	410,245円	440,230円	469,863円
平均年齢	24.2歳	31.5歳	45.3歳	47.0歳	51.2歳	55.4歳	57.4歳

大学教育職給料表 【看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手】である職員に適用

_				(単位:人)
級	1	2	3	4
号給				
1				
2				
2 3 4 5 6 7 8				
4				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
10				
11				
12				
13				
13 14				
15				
16				
17				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
20				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
34 35				
36				
30				
37				
38				
39				
40				
41		1		
42		1		
12		1		
43				
44				
45				
46				
47				
48				
40		1		
49		1		
50				
51		1		
52				
	i		1	

級	1	2	3	4
号給	1	۷	J	4
53			1	1
54 55				
55				
56				
57	1	1		
58				
59				
60				
61		1		1
62 63				
63				
64				
65			1	1
66				
67				
68				
69	1			
70				
71				
72				
73				
74 75				1
75			1	
76 77				
77			1	
78 79				
79				
80				
81 82		1		
82		1		
83			1	
84				
84 85 86 87	1			1
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

級 号給	1	2	3	4
105			1	
106			1	
107				
108				
109		1		1
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
合 計	3	9	6	6
平均給料月額	326,900円	383,667円	431,183円	505,800円
平均年齢	44.3歳	47.6歳	53.0歳	57.7歳

「高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、) 高等学校教育職給料表

級	1	2	3	4	5
号給	1	۷	ა	4	9
57		1			2
58		4 3 2 2 2 1 2 2 3	1		۷
50		J O	1		
59		2			
60		2			
61		2			
62		1			
63		2			
64		2			
65		3			
66	1	1			
66 67	1	9			
07		o O	1		
68		1 3 2	1		
69		1			
70					
71		2			
72		1			
73		1			
74		1		1	
75			1		
76	1	4	1		
77	1	3			
11		3			
78		1 5			
79		5		1	
80		4	2		
81		2	1	1	
82		1			
83		2		3	
84		2		Ü	
84 85		4 2 1 2 2 1		6	
86		1		U	
00		1	0		
87			2		
88		1 2 5			
89		5			
90			1		
91					
92		2	3		
91 92 93		4			
94		1	2		
95					
06		2	3 2		
95 96 97		2 2 1	1		
91			1		
98		1	1		
99	1				
100		1	1		
101		1 2 2 1	1		
102 103		2	3		
103		1	1		
104		_	3		
105		1	<u> </u>		
106		1 2 2 1			
100		4			
107		2	_		
108		1	1		
109			6		
110		3			
111	2	1			
112		1			
		1			

級 号給	1	2	3	4	5
113					
114					
115		3			
116		1			
117					
118					
119					
120					
121		1			
122 123		1			
123		3			
125		1			
126		1			
127		3			
128		2			
129		3 2 2 2 2 2			
130		2			
131		2			
132		0			
133 134		2			
134		1			
136		2			
137		1			
138		3			
139		4			
140					
141		1			
142					
143		2			
144		4			
145 146		4			
147		1			
148		2			
149		1 2 5 5			
150		5			
151		6			
152					
153		3			
154		4			
155 156		4 3 2 3			
156 157		2			
157		ა ე			
159		2 2			
160		2			
161					
162					
163					
164		2			
165		6			
合 計	5	267	40	12	5
平均給料月額	302,931円	366,904円	454,308円	467,367円	481,140円
平均年齢	38.8歳	41.2歳	52.7歳	56.2歳	58.2歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

義務教育諸学校教育職給料表

小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教 頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教 諭、養護助教諭及び実習助手に適用

				1	- (単位:人)
級	1	0	0	4	_
号給	1	2	3	4	5
1 2 3 4 5 6 7					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
8 9					
10					
10					
11					
12					
12 13 14 15					
14					
15					
16					
16 17		115			
10		110			
18 19 20		C			
19		6			
20		2			
21		120			
22 23		1			
23		9			
24		10			
24 25		150			
26		100			
26 27		24			
21		19			
28 29 30 31		12			-
29		144 12			1
30		12			
31		29			
32		27			
33		116			
34		6			
35		33			
36		99			1
32 33 34 35 36 37 38 39 40 41		22 119 19 33 27	1		1 3 2 2 4 4 4 7 6 14 8 11 6 11 5 18
20		119	1		ა
<u>ه</u> ه		19			2
39		33			2
40		27			4
41		80			4
42		32			4
43		30			7
42 43 44		21			6
45		94			14
46		30			Q
46 47 48		30			0
4/		31			11
48		31 32 65			6
49		65			11
50		38	1		5
51 52		41	1		18
52		41 29			7
	l	23		I	<u>'</u>

let.					
級 号給	1	2	3	4	5
53		49	9		6
54		40	2 2 2		6
55		26	2		
56		47	2		9
57		44	1		$\begin{array}{c} 4\\2\\9\end{array}$
58		58	1		3
59		50	4		
60		33	3		
61		45	4		
62		45	1		
63		31	4		
64		18	7		
65		44	4		
66		56	3		
67		44	3 5		
68		32	3		
69		36	6		
70		56	4		
71		40	5		
72		40	8		
73		50	4		
74		45	9		
75		52	7		
76		38	7		
77		40	15		
78		41	2		
79		34	11		
80		43	4	1	
81		37	11	1	
82		37	6		
83		35	11		
84		29	11	1	
85		37	13	1	
86		34	5	3	
87		32	12	3	
88		28	16	2	
89		28	9	2 3	
90		26	6	2	
91		18		9	
92		44	12 13	3	
92 93		44 26	8	4	
94		32	4	5	
95		35	9	5 7	
94 95 96		27	15	2	
97		21	9	4	
98		31	15	4 7	
98 99		36	21	4	
100		26	12	4 5	
101		31	12 6	4	
102		33	17	4	
103		33	8	4 7	
103 104		16	9	9	
101	l	10	J	J	

級	1	2	3	4	5
号給		0.0	10	0	
105		20	13	3 3 3 5	
106		25	10	3	
107		12	13	3	
108		16	6	5	
109		17	9	6	
110		19	8	6	
111		15	11 8	4 6	
112		24 29			
113 114		18	6 9	4	
115		20		2 0	
116		20 22	4 11	0	
117		14	11	4 2 8 2 2	
117		15	7	10	
118		13	9	3	
120		14	10	3	
121		13	12	13	
121	1	12	8	10	
123		18	8		
124		17	10		
125		12	11		
126		13	12		
127		12	8		
128		8	7		
129		6	6		
130		12	17		
131		12	8		
132		10	7		
133		8	9		
134		14	15		
135		10	9		
136		13	5		
137		7	38		
138		8			
139		9			
140		5			
141		5 5			
142		11			
143		13			
144		5 9			
145		9			
146		9			
147		8 3			
148		3			
149		3			
150		7			
151		7			
152		4			
153		6			
154		7			
155		6			
156		9			

級		_	_		_
号給	1	2	3	4	5
157		3			
158		8			
159		5			
160		5 8 3			
161		3			
162		5			
163		8 5			
164		5			
165 166		11 5			
167		5			
168		5			
169		6			
170		7			
171		3			
172		4			
173		4 3			
174		1			
175		1 3			
176		1			
177		1			
178		1			
179		1			
180 181		1			
182					
183					
184					
185		3			
合 計	0	4,197	723	172	141
平均給料月額	-	318,225円	419,708円	433,147円	450,013円
平均年齢	-	35.5歳	50.3歳	53.3歳	56.7歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表 (消防長及び消防吏員である職員に適用)

_								<u>(単位:人)</u>
級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
2 3	3							
4	3							
4							1	
5	,	1					1	
6 7	1	1						
7	7	1						
8								
9	1							
10								
11	6							
12	2							
13	1							
14		1						
15	7	1						
16								
17								
18			1					
19	6	6	1					
20			-					
21	1	1 2 2						
22		2						
23	34	1	1					
2.3		1	3					
24	4	5 1	აა					
25	1	1	1					
26	10	2 5 3	1					
27	18	5	2					
28	2	3	1 2 4 2 1 2					
29	6	1	2					
30		2 8	1					
31	13	8	2					
32	2	5						
33	2	8	2					
34	1	5	1					
35	30	22	3 3					
36	8	11	3					
36 37	30 8 6 2 43	11 7 7	4					
38	2	7	2					
39	43	20	2					1
38 39 40	4	18 12 10	4 2 2 2 2 3 6 8 5 3 5					
41 42 43	5 2 30	12	2					
42	2	10	3	2			1	
43	30	9	6				1 1	
44	11	9 12	8			1		
45	9	12	5			1		
45 46 47	9 5 17	10	3	1		2	1	
47	17	1.4	5				1 3	
18	6	19	4	1		1		
48 49	1	14 18 12 7 7	4	1		1	1	
50	4 3 23	12	4	1	9	1		
50 51	3	1	4	1 2 5	2 3 2	1 2 2	1	
51	23	()	4 3	2	3	2	1 2	
52	6	9	3	5	2	\perp 2	2	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	4	9	4	2		1	2	
54	4	4	3			3		
55	13	5	4	1	2			
56	6	7	4	1			1	
57	6	2	4	1		1		
58	3	4	10	4	2			
59	15	7	6	5	2 2 2	4		
60	4	2	9	3	2	2 2 2 1		
61 62	5 7	2 4	4 5	3 5	2 2	2		
63	3	5	8	3	1	1		
64	5	2	5	2				
65		2	8	2	2 2 5	4 2		
66		2	6	4	5	3		
67		1	5	1	1	1		
68		1	8		2	2 2 2		
69			5	2 5	4	2		
70			4	5	3	2		
71		1	2	3	3			
72			4	3	0	3		
73			4	1	2	3		
74 75			5 3	3	1	2		
76			8	4 3	$\begin{array}{c} 4 \\ 4 \end{array}$	3 1		
77			4	2	1	1		
78		1	1	1	1	1		
79		1	2	2	2	1		
80			1	1	2 2			
81			4	4	1			
82				2	1			
83			2 2 3	9	1	1		
84				2 5				
85			1	5	1			
86			4	2	1			
87			2	1				
88 89			2 1 2	2				
90			7	1				
91			4	1				
92			3	3				
93			4	1				
94			1	1	1			
95			2 6	4				
96			6		1			
97			7	1	2			
98			3					
99			2	1				
100			2 2 3	1				
101				1				
102 103			1					
103			3					
104			3					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105		_	4	_ ,				
106		1	2	1				
107 108			3					
108		1	4					
110		1	2	1				
111			2	1				
112			3					
113		9	2 3					
114								
115			1					
116			1					
117			2					
118			1					
119 120			2 2					
120			9					
122			2 3					
123			2					
124			1					
125			3					
126			3					
127			3					
128			4					
129			0					
130			2					
131 132			1					
133			2					
134			2					
135								
136								
137				1				
138								
139								
140			4					
141 142			4					
142			1 2					
143			1					
145			1					
146			2					
147								
148			4					
149			20					
合 計	402	350	384	124	67	53	15	*
平均給料月額	223,477円	278,650円	345,159円	375,657円	412,845円	440,455円	464,180円	*
平均年齢	26.9歳	34.5歳	43.4歳	43.5歳	51.0歳	54.1歳	55.3歳	*

(注)「*」は、職員数が1人の場合である(以下、第6表の各表について同じ。)。

上下水道企業職給料表(1) (上下水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用) (単位:人)

		13(1) (工				,,.,		(単位:人)
粉号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
1 2 3								
3								
4								
4 5 6 7 8								
6								
7								
8								
9						1		
10								
11	1							
12								
13				1				
14								
15								
16								
17								
18								
19	1							
20				-				
21	1			1				
22								
23								
24								
25 26 27				_				
26				1				
27	8	9						
28	-	10						
29	1	8						
30		1.0						
31 32	6							
32	1	3 3 2 9		-				
33		3		1				
34 35	1.1	2						
ამ	11							
36 37 38 39	2 2 2	5 4 7						
٥ <i>(</i>	2	$\frac{4}{7}$						
აი 20	2		1	1				
39 40		4	1	1			1	
40		4 3 3 2 6	n	1		1	1	
41		ა ი	<u> </u>	1 1		1		
42		2	9	1				
43 44		0	1			ຸ ຄ		
44 45 46 47		5 8	2 4 2 1 1 2 6	1		2	9	
40 16		0	1	1	1	1	2 1	
40 47			ے د	9	1	1		
48		7	1	2		1		
49		6	1 1	ე 1		9		
50		0	4 2	1	2	4		
50 51		4 7 6 5 8 2	4	2 3 1 2 2 1	3 2 3	1 1 2 4 3		
51 52		0	3	∠ 1	2	3		
52		2	3	1	3			

粉号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		6	1	1		1	1	
54		9	1	2	3	1		
55		7	4	2 5	1	1	1	
56		3	1	4	1	1		
57		3	3		1	2		
58		5	1	6	3	1 3	1	
59		9	1	4	3 2 2	3		
60		4	1	3	2	1	2	
61		5 5	1	4		2 3 3		
62			5	2 2 4	2 2 2	3	2 1	
63		6	5	2	2	3	1	
64		3	13	4	2			
65		2 3	2	2	1	1		
66		3	7	6	$\frac{1}{2}$	3		
67		8 3	3	3 4	2	1 2		
68 69		1	14 5	1		1		
70		2	5 4	5	1	2		
71		4	9	7	1 2	2	1	
72			2	4	1		1	
73		2 3	1	3	2	2		
74		1	5	2	2	1		
75		_	4	4	_	1		
76		1	1	1	2	1		
77		1	4	4	_			
78		_	2	4				
79		1	5	1	1	2		
80		1		4	2	1		
81			3		1			
82			3	2	1			
83		2	6	2 2 3	1			
84			2 3	3	2	1		
85			3	3	1	2		
86			4	1 3				
87			5	_	1			
88			0	2 1 3 2 1				
89			2 8 3		1			
90 91			8	ა ი	1			
91			3	1				
93			9	1				
94			2 2 4					
95			$\frac{2}{4}$	1				
96			4	1				
97			3					
98			3	1				
99			4	1	1			
100			4	_	1			
101			5					
102				1				
103			4 2 1					
104			1					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			2	1				
106			5	1				
107			3	1				
108				_				
109			1					
110								
111			1	1				
112			1					
113								
114			1					
115			1	1				
116			1	2				
117		1						
118			1					
119			1					
120			1	1				
121			1					
122			1	1				
123			1	1				
124 125			1	1				
125 126			1	1				
120				3				
128			3	J				
129			5					
130			2					
131			2					
132			1					
133								
134			2					
135			1					
136			2					
137								
138			2					
139								
140			1					
141			1					
142			1					
143								
144								
145								
146 147			1					
147 148			1					
148			19					
合 計	36	236	270	151	55	56	13	0
平均給料月額	186,561円	241,669円	352,847円	373,073円	411,405円	438,125円	474,038円	-
平均年齢	23.7歳	31.9歳	47.1歳	46.5歳	51.3歳	52.4歳	55.5歳	_

上下水道企業職給料表(2) (上下水道局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用) (単位:人)

粉	1	2	3	4
2				
3				
1 2 3 4 5 6 7 8 9				
5				
6				
7				
8				
9				
10 11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26 27				
28				
29				
30		1		
31		-		
32				
33 34 35 36				
34		1		
35		1 1 1		
36		1		
37				
38 39				
39 40				
40				
42		1		
43		1		
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

級	1	2	3	4
号給	1	Δ	3	4
53			1	
53 54 55			1	
54			1	
55				
56				
57				
58				
59				
60			1	
61 62 63			_	
62				
62			1	
03			1	
64			1	
65			1	1
64 65 66 67				
67				
68		1	4	
69		_	1	
69 70 71 72 73			2	
71			3 2 1	1
70			Δ	1
12				
73			1	
74				
75			2	
76			2 1	
77			4	1
78			4	1
78 79				
19			4	
80			4 5 3 5 6	
81 82			3	
82			5	1
83		1	6	1
84 85 86 87 88			2 3 2 4 2	1
85		1	3	
86		_	9	
87			1	
00			9	
89			3	
90 91			1	1
91				1
92			5 1	
93			1	1
94			1	-
95			1	1
96			1	1 2
07			1	Δ
97			1	ء ا
98			1	1
99			2	1
100				
101				
102			3	1
103			1	•
103			1	
104			1	

級	1	2	3	4
号給	1	2		
105			3	
106			1	1
107			3	
108			1	
109			1	
110			1	0
111			4	3 2
112 113			1	Δ
113			2	
115			1	
116			1	
117				
117			1	
119			1	
120				
121				
122			1	
123			1	
124				
125				2
126				
127				
128				
129			1	
130			1	
131			_	
132				
133				
134			1	
135				1
136				
137				
138				
139			1	
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	0	8	110	24
平均給料月額	_	233,538円	340,271円	370,213円
平均年齢	_	36.9歳	49.0歳	53.8歳

【 交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職 員に適用 交通企業職給料表(1)

交通企業原	職給料表(1	l) 【 ^{父囲点} 員に適	近美臧貝の i用	ノり他の柿科3	マの週用を文(けない全ての罪	^X J	(単位:人)
級	1	2	3	4	5	6	7	8
号給	1	2		1	Ü	0	•	0
1								
2 3								
4								
5								
6 7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15	1							
16								
17								
18				1				
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25				_				
26	4	0		1				
27	1	2		1				
28 29		1		1				
30		1						
31	3							
32	5	2						
33								
34		1						
35 36 37 38	1	2		1				
37		1						
38	1							
39		1 1						
40		1						
41 42 43		3						
42		1						
43								
44 45						1		
45		1 2		_				
46		2		1			-	
47							1	
48			1	н				
49 50			1	1		2		
50 51		1				2	1	
51 52		1		1			1	
ე∠				1				

粉	1	2	3	4	5	6	7	8
53				1	1	1		
54								
55					1			
56			1	-	0	1		
57				1	2			
58 59				1				
60							1	
61				1	1		1	
62				1	1 1			
63		2			_	1		
64								
65						1		
66		1						
67			2					
68								
69				1				
70								
71 72								
73			9	1		1		
74			2 1	1		1		
75			1					
76			1					
77				1				
78			1		1			
79								
80								
81								
82								
83 84			1			1		
85						1		
85 86 87								
87			1					
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94 95								
95 96								
96								
98								
99				1				
100				•				
101								
102								
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106 107								
107								
109			1					
110								
111								
112								
113								
114 115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122 123								
123 124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131 132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140 141								
142								
143								
144								
145								
146								
147 148								
148								
合 計	7	23	12	15	7	10	3	0
平均給料月額	184,157円	227,287円	349,108円	352,480円	407,786円	439,320円	472,333円	_
平均年齢	23.1歳	29.3歳	46.1歳	41.5歳	50.4歳	51.4歳	55.7歳	_

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11						
3 4						
5						
6						
7						
8						
10						
11						
12						
13						
14 15						
16						
17						
18 19	1					
20						
21						
22 23						
23						
24						
25 26 27						
27						
28 29						
29						
30 31						
32						
33	1					
34		1				
34 35 36						
37		1				
38		_				
39 40		1				
41		1				
42						
43						
44 45						
46						
47						
48						
49 50		1				1
51		2				
52						

級 号給	1	2	3	4	5	6
53						
54 55		•			2	
55 56		1				1
57					1	1
58 59		2				
59		1				
60						
62			1			
63						
64			1			
65 66			1			
66 67			1			
68						
69						
70 71			1 1		1	
72			1	1		
72 73			2			
74						
75 76				1		
76 77				1		
78						
79						
80						
81 82			1	1		
83				1		
84						
84 85 86 87				1		
86		1				
88		1		1		
89						
90						
91 92		1	1	1		
93		1		1		
94 95						
95						
96 97			1			
97			1			
99						
100						
101						
102 103			2			
103						
104						

級		_	_		_	_
号給	1	2	3	4	5	6
105			2			
106			1			
107						
108			1			
109						
110						
111 112			1			
112			1			
113			2			
115			1			
116			1			
117		1	1			
118						
119						
120						
121			1			
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128 129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139			1			
140						
141						
142			4			
143 144			1			
145			1			
146			1 1			
147			1			
148						
149						
合 計	2	14	26	6	4	2
平均給料月額	175,950円	256,771円	362,846円	382,383円	406,775円	434,450円
平均年齢	23.0歳	40.1歳	54.0歳	53.5歳	53.3歳	56.5歳

交通企業職給料表(3) (交通局企業職員のうち自動車運転手、自動車修理員及び) 誘導員に適用

_	- 助行兵(5)			- (手匹,人)
級	1	2	3	4
号給	1	2		1
1				
9				
2				
3				
1 2 3 4 5 6 7 8				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
11				
11 12 13				
13				
14 15				
15				
16				
16 17				
18				
19				
19	1			
20	1			
21				
22	1			
23				
24				
25 26 27				
26				
27	1			
28	1			
28				
29				
30				
31				
32	1	1		
33				
34				
35				
26		9		
33 34 35 36 37		2		
31		2		
38 39		3		
39		1		
40				
41		1		
42		10		
43		3		
44		10		
45		10		
40				
46		1 1 8 1		
47		1		
48		8		
49				
50				
50 51		1 1	1	
52		4	1	
02		4	1	

級 号給	1	2	3	4
53		1		
54 55		3	1	
55				
56		3		
57			3 2	
58		1	2	
59		2		
60		1 2 2 1 3		
61 62 63		1	4	
62			2 2	
63		1 2	2	
64 65 66 67		2	1	
65		1	5	
66		3	4	
67			4	
68		2 2 2 2 2	1	
69		2	7	
70		$\frac{2}{2}$	6	
71		2	3	
71 72 73 74 75			1	
73			2 6 5 2 3 7	
74			6	1
75			5	
76			2	2 1
77			3	
76 77 78 79				1
79		1	1	
80			1	
81			2 7	
82			7	1
83		1	3	1
84		1	4	1
85 86 87 88			4	
86			2 6	1
87			6	1
88			5 8	
89			8	
90 91			3	2
91			4	2 1 2 1
92			3	2
93			4	
94			1	1
95		1	3	
96		1	4	2
97				
98			5	1
99		1	4	
100			2 2	
101				1
102			4	
103			1	1
104			5	1 2

級	1	2	3	4
号給				
105			2	
106			3 5	
107			5	
108			3	1
109			1	
110			1	
111			1	1
112				
113				
114			2	
115			2 1	1
116			1	
117		1	2	
118				
119				
120			1	1
121			1	1
122			1	
123			1	
124			1	
125			2	
126			_	
127				
128				
129				
130				
131			1	
132			1	
133				
134				
135				
136			1	
137			1	
138			1	
			1	
139				
140 141				
142				
143				
144				
145			1	
146			1	
147				
148				
149 合 計	4	87	194	29
平均給料月額	166,500円	238,811円	338,970円	368,359円
平均年齢	25.3歳	44.1歳	52.1歳	55.1歳

病院企業職給料表(1) 「病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用

病院企業學	職給料表(1) [病院 員に	活合企業職員⊄ 適用	うち他の給料	表の適用を受	けない全ての	職]	(単位:人)
級	1	2	3	4	5	6	7	8
号給	1		O O	1		U	•	O
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8	1							
9	1							
10	1							
11	1							
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27		4						
28								
29								
30								
31	2	1						
32	_	1						
33								
34								
35	2							
36								
36 37								
38		2						
20		2		1				1
39 40				1				1
40		4		-				
41		1		1				
42			_	_				
43			1 1	1				
44			1					
45					1	1		
46		1						
47		1						
48								
49								
50				1 1				
51		3		1			1	
51 52								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53				1	1		1	
54		1				1		
55		2	1	1				
56		1 2 2 1		1	-		1	
57		1		1	1	,		
58 59		2	2	1		1 1		
60		2	2	1 3	2	1		
61				1	2	1		
62			1	1 2 1		1		
63			_	1		_		
64		1			1			
65		1				1		
66								
67					1			
68		1						
69					1		1	
70		0		1 2			1	
71 72		2		2				
73		1	1			2		
74		1	1		1	2		
75					1			
76			1					
77			1	1				
78		1						
79		1						
80								
81						1		
82		1				1		
83 84						1		
85						1		
86						1		
87								
88			1					
89								
90								
91								
92								
93								
94 95								
95 96								
97								
98								
99								
100			1					
101								
102								
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106			1					
107								
108 109								
1109								
111			1					
112			1					
113								
114								
115								
116								
117								
118 119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127 128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135				1				
136 137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144 145								
145								
147								
148								
149								
合 計	6	30	13	22	9	12	5	*
平均給料月額	175,850円	249,547円	344,985円	365,645円	407,989円	442,325円	476,780円	*
平均年齢	22.2歳	34.3歳	44.2歳	44.9歳	49.7歳	53.7歳	57.2歳	*

病院企業職給料表(2) (病院局企業職員のうち業務職員に適用)

				(手匠:人)
級	1	2	3	4
号給	1	2	J	T
1 2 3				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
1 17				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
20				
21				
22				
23				
24				
25 26 27				
26				
27				
21				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
33 34 35				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
10				
48				
49				
50				
51				
52				
J2				

級			_	_
号給 一	1	2	3	4
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75 76				
77				
77 78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

級 号給	1	2	3	4
105				
106				
107				
107				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136 137				
137				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	0	0	0	0
平均給料月額	_	_	_	_
平均年齢	-		_	_

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5
2					
1 2 3					
5 6 7		6			
6					
7					
8					
9		16			
10					
11					
12					
13		7	2		
14					
15					
16		_	1		
17		7	8		
18 19					
19					
20		6	5		
21 22 23 24		О	9		
22					
23				3	
25		12	11	J	
25 26 27		12	11		
20					
28			2	4	
28 29 30 31	4			$\frac{4}{2}$	
30	_				
31					
32			6	4	
33			1	4 2	
34 35					
35					
36 37 38 39				3	
37			1	1	
38				1	
39					
40				2	
41				1	
42 43				1	
43				_	
44				5 1	
45				1	
46					$\frac{1}{1}$
47				•	1
48				1	
49				1	_
50 51				1	1
51				C	
52				6	

級					
号給	1	2	3	4	5
53					
54				1	
55				1	1
56				4	2
57				1	
58				2	
59					
60				4	
61				1	1
62				1	
63				1	
64					
65					1
66				1	
67				4	1
68 69				1	1
70				5	1
71				5 1	
72				9	
73				2 2	2
74				2	2
75				1	1
76					1
77				2	5
78					
79					
80					
81					
合 計	4	54	37	70	19
平均給料月額	316,100円	364,117円	439,624円	528,956円	591,374円
平均年齢	31.8歳	34.5歳	40.9歳	50.9歳	60.9歳

病院企業職給料表(4) 「病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師」 その他の医療技術職員に適用

(単位:人)

		C 4 > E 4 > E	を	<u>m</u> /11		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(単位:人)
級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
2 3 4 5 6 7							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19	1						
20							
21							
22 23							
23							
24							
25	3						
26 27		1					
27	8 2	7					
28	2	1 7 2 2					
29	46	2					
30							
31	4	8		1			
32	1	1					
33	85	22					
34	3 5	4					
35	5	10			1		
36 37 38 39 40	00	2					
37	60	28					
აგ ეი	3	8					
39	ე ე	11					
40	60 3 3 2 50 2 5 3 3	28 8 11 6 13	1				
41 42 43 44 45 46 47 48	00 0	13	1 1				1
44 /12	<u> </u>	11	1				1
40	ე ე	7	1 3				
45	ე ე	7	1			1	
46	3	5	1 2 3			1	
47		13	2				
48		13 A	1				1
49		11 8 7 7 5 13 4 3 16 7 4	1				1
50		16	1 2 2 4	1		3	
51		7	9	1	1	3 2 1	
52		1	1	1	1	1	
5∠		4	4			1	

	1	2	3	4	5	6	7
53	2	11	3			1	
54		11	2 3		1		
55		9	3			2 2	
56		6	4	1		2	
57		9	1 7	1	1	1	
58 59		8 5	6		1	1	
60		4	0			1	
61		12	2	1		1	
62		5	4	1	1	1	
63		8	4		_	2	
64		12 5 8 3	3	1			
65		4	6		2	1	
66		3	4				
67		4	3	2	1		
68		4 2 6	8	2 2 1 2 1			
69			4	1	-	1	
70		7	4	2	1		
71 72		4 4	4 6	1			
73		5	2	2			
74		4	4	4	1		
75		5	4	2	1		
76		2	1		2	1	
77		2 2			1		
78		1	2 7	1			
79		1 3 2	3	1			
80		2	3 2 3 2	1 5 3		1	
81		1	3	3			
82		4 3	3	1			
83 84		1	4	1 1			
85		1	4	1			
85 86 87			3	1			
87		1 1	2	1	1		
88			4				
89		2	1 2	2			
90			2				
91			2 2	4			
92			2				
93		0	1	4			
94 95		2	2	1 1			
96			1 5	1			
97		2	4	9			
98			1	2 2			
99		1	2	_			
100				1			
101			2 1	1 2			
102							
103			1	1 2			
104		1		2			

	1	2	3	4	5	6	7
105				3			
106			1	1			
107				1			
108			1				
109			1				
110			1	1			
111							
112			3				
113				1			
114			1	2			
115			2 2	2 2 2			
116		2	2	2			
117		1					
118			4	2			
119			1	4			
120 121			1 1	1			
121							
122			1 1				
123			1				
125			1	1			
126				1			
127				1			
128			2	1			
129				1			
130				1			
131			1	2			
132			_	_			
133			1	1			
134			1				
135			1	1			
136							
137				3			
138							
139							
140							
141			1				
142							
143			1				
144							
145			1				
146							
147			1				
148			-				
149			5				
合 計	291	382	206	83	15	22	3
平均給料月額	193,652円	246,753円	350,117円	386,295円	410,260円	437,714円	468,033円
平均年齢	23.4歳	32.5歳	47.3歳	50.1歳	52.9歳	54.7歳	54.7歳

第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数 (単位:人)

その1 給料表別	上当 受給 職員 数 及	び平均扶養親族数		(単位:人)
区分		手 当 受 給 率		手当受給職員
給料表	丁 3 义 加 概 貝 数		平均扶養親族数	平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,337	39.0	0.8	2.0
行政職給料表(2)	565	49.7	0.9	1.8
医療職給料表(1)	10	50.0	1.0	1.9
医療職給料表(2)	92	17.6	0.3	1.8
大学教育職給料表	8	33.3	0.8	2.3
高等学校教育職給料表	136	41.3	0.9	2.1
義務教育諸学校教育職給料表	1,500	28.7	0.6	1.9
消防職給料表	838	60.0	1.4	2.3
合 計	5,486	37.4	0.7	2.0

企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	1,031	38.4	0.4	1.9
企業職を含めた総合計	6,517	37.6	0.7	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

ての2 大食粉	L族	1文和 1410月	以及い税法	奴		(単位:人)_
区分	手当受	給職員		続柄別技	夫養親族数	
扶養 親族数	職員数	構成比	子	配偶者	父母等 その他の 扶養親族	合 計
1人	1,917	34.9%	1,181	627	109	1,917
2人	2,042	37.2%	3,329	691	64	4,084
3人	1,189	21.7%	2,699	836	32	3,567
4人	297	5.4%	918	255	15	1,188
5人	35	0.6%	139	33	3	175
6人	6	0.1%	30	6	0	36
合 計	5,486	100.0%	8,296	2,448	223	10,967

⁽注) 上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)~(3)及び病院企業職給料表(1)~(4)の 適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

		(中国:11)
区分項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	20,473	20,358
全職員平均額	7,667	7,653

第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当支給状況

|--|

C 4 2 T WE WE WITH TOO TO THE	17 C/I F V C/V C					(半14.75)
区分	手当受給 職員数				手当受給率	全職員平均額
給料表	(借家·借間 居住者)	30歳以下	31歳以上~ 40歳以下	41歳以上	(%)	(円)
行政職給料表(1)	1,356	481	485	390	22.6	4,012
行政職給料表(2)	114	0	3	111	10.0	1,021
医療職給料表(1)	3	0	0	3	15.0	1,500
医療職給料表(2)	102	42	32	28	19.5	3,569
大学教育職給料表	4	0	0	4	16.7	1,667
高等学校教育職給料表	85	36	20	29	25.8	4,642
義務教育諸学校教育職給料表	1,506	785	482	239	28.8	5,757
消防職給料表	342	183	128	31	24.5	5,038
合 計	3,512	1,527	1,150	835	24.0	4,492
企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	596	236	167	193	22.2	3,956
企業職を含めた総合計	4,108	1,763	1,317	1,028	23.7	4,409

その2 職員1人当たり平均手当月額

1001		т '	`
(m /	位:	ш	1
(==	11/		,

区分項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	18,737	18,607
全職員平均額	4,492	4,409

第9表 管理職手当の支給状況

区 分給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給率 (%)	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	716	12.0	82,775	9,898
行政職給料表(2)	-	-	-	-
医療職給料表(1)	17	85.0	88,006	74,805
医療職給料表(2)	45	8.6	79,911	6,876
大学教育職給料表	5	20.8	80,880	16,850
高等学校教育職給料表	17	5.2	70,476	3,642
義務教育諸学校教育職給料表	313	6.0	70,152	4,196
消防職給料表	69	4.9	79,991	3,954
合 計	1,182	8.1	79,051	6,378
企業職給料表 (上下水道·交通·病院)	216	8.0	89,550	7,196
企業職を含めた総合計	1,398	8.1	80,673	6,505

第2部 民間給与等の実態

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和2年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査の内容等

(1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況 なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、③及び④に関する調査である。

(2) 調查期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1) ①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・(1)①及び②に関する調査:6月29日(月)~7月31日(金)
- ・(1)③及び④に関する調査:8月17日(月)~9月30日(水)

3 調査機関

本委員会、人事院、神奈川県人事委員会等

4 調査の範囲

(1) 調查対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類(ア〜ツ)に分類された 491 事業所。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は 調査対象から除外した。

ア農業、林業

- イ 漁業
- ウ鉱業、採石業、砂利採取業
- 工 建設業
- 才 製造業
- カ 電気・ガス・熱供給・水道業
- キ 情報通信業
- ク 運輸業、郵便業
- ケ 卸売業、小売業
- コ金融業、保険業

- サ 不動産業、物品賃貸業
- シ 学術研究、専門・技術サービス業
- ス 宿泊業、飲食サービス業
- セ 生活関連サービス業、娯楽業
- ソ 教育、学習支援業
- タ 医療、福祉
- チ 複合サービス事業
- ツ サービス業 (他に分類されないもの) (中分類の宗教 及び外国公務に分類されるものを除く。)

(2) 調査対象職種

54 職種 (うち初任給関係職種 12 職種)

5 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

 $4 \, \sigma(1)$ に記載した事業所を組織、規模、産業により $10 \, \text{層に層化し}$ 、これらの層から $111 \, \text{事}$ 業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

2の(1)③及び④に関する調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係 452 人 (事務・技術関係職種 436 人)、初任給関係以外の調査職種 6,388 人 (事務・技術関係職種の調査実人員 5,916 人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、59,054 人であり、事務・技術関係職種は 48,938 人である。)

6 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位:事業所)

				(単位:事業所)
企業規模 産 業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	4	2	0	2
製造業	28	13	13	2
電気・ガス・ 熱供給・水道業	0	0	0	0
情報通信業	13	8	3	2
運輸業、郵便業	13	5	5	3
卸売業、小売業	6	4	2	0
金融業、保険業	3	3	0	0
不動産業、 物品賃貸業	0	0	0	0
学術研究、専門・ 技術サービス業	2	1	1	0
宿泊業、飲食 サービス業	0	0	0	0
生活関連サービス 業、娯楽業	0	0	0	0
教育、 学習支援業	3	1	1	1
医療、福祉	0	0	0	0
複合サービス事業	2	2	0	0
サービス業(他に 分類されないもの)	4	4	0	0
合 計	78	43	25	10

⁽注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が33事業所あった(規模不適1事業所を含む。)。

^{2 「500}人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表について同じ。)。

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

_						<u>(単位:円)</u>
	項目	.)\t 			企業規模	
職	種	学歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		大学卒	212,031	215,718	207,856	201,120
	新卒事務員	短大卒	185,171	182,325	189,020	190,527
事		高校卒	173,595	170,825	176,825	174,808
務		大学卒	212,944	215,294	212,721	203,300
技	新卒技術者	短大卒	185,764	181,536	191,309	189,400
術関		高校卒	172,571	170,648	174,188	180,000
係	新卒事務員	大学卒	212,421	215,552	210,078	202,300
	 ・ 技術者	短大卒	185,431	182,000	190,080	189,963
	計	高校卒	173,164	170,743	175,808	176,538

⁽注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。

(参考) (単位:円)

	大学卒	207,524
市職員の初任給	短大卒	181,540
	高校卒	168,548

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

職種別、企業規模別及び学歴別給与額等 第12表

その1 給与比較の対象職種 1 規 模 計

	_規 模 計							
	項目			令和2年	F4月分平均]支給額		
職	種	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	支	人 12 7 - 5 -	歳 52.5 51.4 - 54.3	円 712,861 715,100 - 709,365	円 26 0 - 66 -	7 12,835 715,100 - 709,298	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照
事	3 * * -	54.5 * * -	830,648 * * *	0 * * *	830,648 * * *	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
務	事務部長 大短 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒	228 190 10 28	52.0 52.1 49.9 52.1	733,172 749,114 670,634 637,559	724 744 0 848	732,448 748,370 670,634 636,711	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め	同上
技術	技術部長 大短高校 中学	330 260 38 31 *	51.8 51.8 51.8 52.1 *	703,136 715,076 647,062 668,089	946 708 0 4,205	702,190 714,367 647,062 663,884 *	られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
関	事務部次長	69 57 4 8	51.5 51.3 52.3 52.5	625,250 624,869 564,314 672,217	3,123 183 0 33,090	622,127 624,686 564,314 639,128	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記	同上
係職	技術部次長 大短 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒	93 66 10 17	49.4 48.3 52.6 51.3	585,698 591,987 522,258 598,822	1,717 72 8,077 4,101	583,981 591,916 514,181 594,721	部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職中間職(部長ー課長間)	同上
種	事務課長	428 286 36 104 2	48.7 48.0 49.9 50.2 47.5	549,751 569,573 517,182 501,306 577,957	9,968 10,532 14,389 5,250 72,904	539,784 559,041 502,793 496,056 505,053	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記	同上
	技術課長 大短等卒卒 高中学卒	595 471 46 78 -	47.5 47.0 48.6 50.3	578,576 595,429 528,114 501,725	8,837 9,512 10,380 4,021	569,738 585,917 517,735 497,704	課の長と同等と認められる課の長及び課 長級専門職	同上

⁽注)1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである (以下、本表において同じ。)。

^{2「*」}は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)。

^{3「}中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付) から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)。

	項 目 種 移課長代理 大短 大短	調 査 実人員 人 195	平均年齢歳	きまって支給 する給与 (A)	F4月分平均 うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	事務課長代理 大 学 卒 短 大 卒	実人員 人 195	年齢	する給与 (A)		(A)-(B)	備考	対応級
	事務課長代理 大 学 卒 短 大 卒	人 195		(A)		(A)-(B)		
	事務課長代理 大 学 卒 短 大 卒	195	歳		十三(B)			
事	大学卒短大学	195	歳					
事	大学卒短大学			円	円	円		
	短 大 卒		46.6	528,084	24,835	503,249	前記課長に事故等の	本表2規模500 人以上、本表3
		140	45.8	538,794	24,210	514,584	あるときの職務代行者	規模100人以上
		19	47.7	460,405	41,796	418,609	課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する	500人未満及び 本表4規模100
l I	高校卒	36	50.0	512,112	19,196	492,915	者	人未満の対応
l	中学卒	_		-	_	-	課長に直属し部下4人 以上を有する者	級欄参照
	支術課長代理	189	45.7	563,771	26,239	537,532	職能資格等が上記課	
	大学卒	151	45.0	566,672	26,242	540,429	長代理と同等と認めら れる課長代理及び課	
	短大卒	15	46.9	491,201	28,527	462,674	長代理級専門職	同上
事	高校卒	23	51.1	583,117	24,834	558,282	中間職(課長-係長間)	
	中学卒	-	-	-	47.050	-		
事 務	事務係長	304	44.3	478,540	47,359	431,180		
7分	大学卒	186	42.6	481,615	42,895	438,720		
	短大卒	16	46.2	443,952	46,085	397,866		同上
.	高校卒	101	47.4	477,587	57,482	420,105		
	中学卒	*	*	* 617.00F	116 510		係の長及び係長級 専門職	
	支術係長	322	44.4	617,225	116,510	500,715	- 11 14th	
技	大学卒	199	43.4	605,740	101,788	503,952		同上
	短 大 高 校 卒	39 82	43.3 47.5	495,787	82,453	413,334		IH) I
術	同 仪 平 中 学 卒	2	35.5	688,429 374,507	165,912	522,517 287,995		
	事務主任	207	40.6	383,745	86,512 54,720	329,026		
₹	大学卒	134	38.0	387,039	56,832	330,207	係長等のいる事業所に	
関	短大卒	20	45.3	377,806	38,160	339,646	おける主任 係長等のいない事業	同上
	高校卒	53	45.6	377,279	55,648	321,631	所における主任のう	127
<i></i>	中学卒	-	-	-	-	-	ち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者	
係大	支術主任	374	42.7	517,531	117,260	400,270	係長等のいない事業	
'	大学卒	216	40.1	444,468	80,233	364,234	所において、職能資格 等が上記主任と同等と	
職	短大卒	46	43.8	503,267	98,426	404,841	認められる主任	同上
	高校卒	112	46.3	632,049	178,537	453,512	中間職(係長-係員間)	
	中学卒		_		-	,- -	IHJ/	
種事		1,083	38.8	360,212	54,194	306,018		
'	大学卒	688	36.2	367,131	54,866	312,265		
	短大卒	150	44.7	357,347	45,688	311,659		同上
	高校卒	241	43.1	341,810	57,410	284,400		
	中学卒	4	44.7	306,211	20,178	286,034		
技	支術係員	1,484	36.4	372,129	64,871	307,258		
	大学卒	998	36.5	375,468	62,304	313,164		
	短 大 卒	264	35.6	361,911	69,901	292,009		同上
	高 校 卒	221	37.0	367,870	71,863	296,007		
	中学卒	*	*	*	*	*		

⁽注)4 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付) から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)。

^{5 「}中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付) から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)。

2 規模500人以上

2	規模500人以上							
	項目			令和2年	F4月分平均	支給額		
職	種	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	支	人 11 6 - 5	歳 52.6 51.1 - 54.3	7 69,198 820,546 - 709,365	31 0 - 66	7 69,167 820,546 - 709,298	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	行政職(1) 8級
事	上 場 学 大 校 空 高 中 学 卒	3 * * -	54.5 * * -	830,648 * * * -	0 * * *	830,648 * * * -	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
務	事務部長 大短 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒	169 143 6 20 -	51.8 51.7 51.8 52.3	722,704 730,878 682,468 670,134	465 539 0 28	722,239 730,340 682,468 670,105	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め	行政職(1) 7級
技	技術部長 大短高- 大校湖高-	281 230 27 24	51.7 51.7 52.1 51.3	718,452 725,465 666,534 702,339	1,116 795 0 5,614	717,336 724,670 666,534 696,725	られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
術 関	中学 卒 事務部次長 大短 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒	57 47 3 7	51.7 51.5 53.0 52.7	643,209 642,463 596,193 679,253	6 7 0	643,203 642,456 596,193 679,253	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記	同上
係 職	技術部次長	66 50 5 11	50.1 49.2 54.4 52.5	620,609 625,309 524,004 634,861	2,818 108 22,953 7,351	617,791 625,201 501,051 627,510	部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職中間職(部長ー課長間)	同上
種	事務課長	299 215 20 64 -	48.0 47.6 49.0 49.6	570,342 585,864 548,707 512,497	11,035 12,274 28,152 626	559,307 573,590 520,554 511,872	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記	行政職(1) 6級
	技術課長 大知一年 大年 大校 大校 大校 大校 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	391 342 21 28 -	46.9 46.6 48.6 50.5	608,849 612,756 581,393 572,582	12,754 12,407 20,559 12,447	596,095 600,349 560,834 560,135	課の長と同等と認められる課の長及び課 長級専門職	同上

	項目			令和2年	F4月分平均	支給額		
職	種	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	事務課長代理 大 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒	人 179 131 16 32 -	歳 46.7 45.8 47.4 51.1	円 532,005 542,392 457,442 515,351	円 21,193 20,862 32,983 16,962	万 510,812 521,531 424,459 498,389	前記課長に事故等の あるときの職務代行者 課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する 者 課長に直属し部下4人	行政職(1) 4級、5級
事	技術課長代理 大	150 124 7 19	45.9 45.2 47.5 51.0	587,697 586,351 580,168 601,645	20,338 19,926 35,228 19,146	567,359 566,426 544,940 582,499	以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認めら れる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長 - 係長 間)	同上
務	事務係長 大短高中 中	214 135 10 69	44.5 42.5 50.4 49.0	502,896 503,176 451,188 509,821	58,348 50,134 53,742 80,157	444,547 453,042 397,446 429,664	係の長及び係長級	同上
技術	技術係長 大短等卒卒 有 中学卒	256 180 18 58 -	44.6 43.5 44.4 48.3	647,813 617,177 595,184 750,271	125,294 104,957 111,815 189,820	522,520 512,220 483,369 560,452	専門職	同上
関係	事務主任 大短	122 81 6 35 -	37.3 33.7 41.3 45.1	342,934 338,868 337,237 353,765	43,961 40,796 29,767 54,089	298,974 298,071 307,469 299,677	係長等のいる事業所に おける主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者	行政職(1) 3級
職	技術主任 大短	220 130 13 77 -	42.1 37.7 43.1 46.9	539,179 413,235 599,598 674,646	137,623 84,539 144,469 197,415	401,555 328,696 455,129 477,231	係長等のいない事業 所において、職能資格 等が上記主任と同等と 認められる主任 中間職(係長-係員 間)	同上
種	事務係員	747 507 95 143 2	38.0 35.6 44.4 43.3 37.3	366,759 369,777 359,276 360,438 233,137	55,035 56,470 47,880 53,929 29,336	311,723 313,307 311,396 306,509 203,802		行政職(1) 1級、2級
	技術係員 大年年 大年年 大校 大校 大校 大校 大校 大校 大校 大校 大校 大	933 635 174 124 -	34.5 34.9 32.8 34.4	382,715 386,654 367,850 383,324	73,257 70,012 75,764 86,057	309,458 316,642 292,086 297,267		同上

3 規模100人以上500人未満

3_	規模100人以上		U					
	項目			令和24	F4月分平均	支給額		
		調査	平均	きまって支給			/++ 	ودران ملتر الراز
		実人員	年齢	する給与	うち時間外	(A)-(B)	備考	対応級
L		, , , ,		(A)	手当(B)	(11) (D)		
職	種							
		人	歳	円	円	円		
	支 店 長	*	*	*	*	*		
	大学卒	*	*	*	*	*	構成員50人以上の	行政職(1)
	短大卒	_	_	_	_	_	支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	7級
	高校卒	_	_	_	_	_	仅承江省之际、7	
	中学卒	_	_	_	_	_		
	工場長	_	_	_	_	_		
	大学卒	_	_	_	_	_	構成員50人以上の	
	短大卒	_	_	_	_	_	工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
事	高校卒	_	_	_	_	_		
	中学卒	-	-	-	- 1 450	-		
務	事務部長	49	52.3	785,539	1,452	784,087		
4为	大学卒	42	52.6	806,048	1,303	804,745		
	短大卒	2	46.5	740,998	0	740,998	2課以上又は構成員	同上
	高校卒	5	52.1	632,185	3,256	628,930	20人以上の部の長 職能資格等が上記	
	中学卒	41	-	-	-	-	部の長と同等と認め	
	技術部長	41	51.8	634,426	86	634,340	られる部の長及び部	
技	大学卒	26	51.6	656,636	124	656,513	長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	短大卒	9	50.7	610,553	0	610,553	7 C 7	
術	高校卒中学卒	6	54.8	571,631	48	571,583		
ניוער	中 学 <u>卒</u> 事務部次長	10	50.1	568,342	14 500	553,744		
	大学卒	8	49.8	565,050	14,598 900	564,150		
関	短大卒	*	45.0 *	*	*	304,130 *	上記部長に事故等	行政職(1)
	高校卒	*	*	*	*	*	のあるときの職務代 行者	6級
	中学卒	_	_		_	・ -	職能資格等が上記	
係	技術部次長	27	48.2	531,248	0	531,248	部の次長と同等と認	
	大学卒	16	46.6	526,274	0		められる部の次長及 び部次長級専門職	
職	短大卒	5	51.6	520,214	0	520,214	中間職(部長-課長	同上
4取	高校卒	6	49.8	553,333	0	553,333	間)	1.37
	中学卒		-		_	-		
種	事務課長	103	49.5	520,158	8,285	511,873		
	大学卒	60	48.7	540,868	6,454	534,414		
	短大卒	7	50.8	460,523	0,101	460,523		行政職(1)
	高校卒	34	50.5	492,459	9,194	483,265	2係以上又は構成員	4級、5級
	中学卒	2	47.5	577,957	72,904	505,053	10人以上の課の長 職能資格等が上記	
	技術課長	180	48.4	528,824	2,179	526,645	課の長と同等と認め	
	大学卒	119	47.8	558,107	2,631	555,476	られる課の長及び課	
	短大卒	15	48.2	477,512	4,520	472,992	長級専門職	同上
	高校卒	46	50.2	470,212	311	469,901		
	中学卒	_	_		_	-		
Ь—	1 1 1			I.			1	

	項目			令和2年	F4月分平均	支給額		
職	種	調査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	事務課長代理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒	人 3 - - 3	歳 45.0 - - 45.0	円 506,234 - - - 506,234	円 38,460 - - - 38,460	円 467,773 - - - 467,773	前記課長に事故等の あるときの職務代行者 課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する 者	行政職(1) 3級
事	中 学 卒 技術課長代理 大 安 卒 卒 卒 中 学 卒	- 38 26 8 4	44.6 43.2 46.4 51.3	440,372 439,934 419,935 485,966	57,178 67,710 23,160 54,661	383,194 372,224 396,776 431,305	課長に直属し部下4人 以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認めら れる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長-係長 間)	同上
務	事務係長	75 45 * 28 *	44.3 43.2 * 45.7 *	443,759 439,135 * 447,048 *	26,712 24,693 * 31,354 *	417,047 414,443 * 415,694 *	係の長及び係長級	同上
技術	技術係長 大学卒 短高校 中学卒	57 17 18 20 2	43.3 42.5 43.3 44.7 35.5	434,322 435,498 429,227 443,790 374,507	66,803 55,388 66,795 74,418 86,512	367,519 380,110 362,432 369,371 287,995	専門職	同上
関係	事務主任 大学 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒	57 39 6 12	44.4 43.0 48.7 46.9	443,866 455,573 429,674 412,662	72,425 79,523 51,041 59,888	371,441 376,051 378,633 352,773	係長等のいる事業所に おける主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者	行政職(1) 1級、2級
職	技術主任 大学 卒 卒 卒 卒 中 学 卒	115 74 18 23 -	44.2 44.5 43.0 44.0	481,632 508,263 421,951 424,858	75,383 74,131 62,019 91,884	406,249 434,131 359,932 332,974	係長等のいない事業 所において、職能資格 等が上記主任と同等と 認められる主任 中間職(係長-係員 間)	同上
種	事務係員	280 152 50 76 2	41.2 38.1 45.8 44.0 48.8	351,459 364,444 359,266 324,601 346,548	55,163 52,073 43,011 67,924 15,123	296,296 312,371 316,255 256,677 331,425		同上
	技術係員 大短等 大校 高中学	421 302 58 61 -	39.8 38.3 43.5 45.7	355,601 355,927 355,808 353,123	50,844 49,925 58,223 48,014	304,757 306,002 297,586 305,109		同上

4 規模100人未満

<u>4</u>	規模100人未満							
	項目			令和2年	F4月分平均	支給額		
職	種	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	支 店 長 大 学 卒	人 - -	歳 - -	円 - -	円 - -	円 - -	構成員50人以上の	行政職(1)
	短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 工 揚 長	- - -	- - -	_ 	- - -		支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	6級
事	大	- - -	_ _ _	- - -	- - -	- - -	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
7	中 学 卒 事 務 部 長	- 10	- 54.1	532,146	- 0	532,146		
務	大	5 2 3	57.6 49.5 51.3	589,513 527,591 439,569	0 0 0	589,513 527,591 439,569	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記	同上
技	技術部長 大学卒 短大卒 高校卒	8 4 2 *	55.3 57.5 56.0 *	546,313 514,940 589,355 *	0 0 0 *	546,313 514,940 589,355 *	部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
術	中 学 卒 事務部次長	* 2	* 56.5	* 572,550	* 0	* 572,550		
関	大	2 - - -	56.5 - - -	572,550 - - -	0	572,550 - - -	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記	行政職(1) 4級、5級
係職	技術部次長 大 安 卒 年 章 校 卒	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職中間職(部長-課長間)	同上
種	中学卒	-	-	-	-	-		
1年	事務課長	26 11 9 6	51.4 50.4 50.9 54.0	480,428 452,709 519,514 472,616	7,338 6,983 3,098 14,350	473,090 445,726 516,416 458,266	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記	同上
	技術課長 大短学卒 高校 中学卒	24 10 10 4 -	50.1 50.6 49.7 50.0	488,892 460,841 522,830 474,174	54 66 63 0	488,838 460,776 522,767 474,174	課の長と同等と認められる課の長及び課 長級専門職	同上

	項目			令和2年	F4月分平均	支給額		
職	種	調 査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考	対応級
	事務課長代理 大 卒 短 校 卒 中 学 卒	人 13 9 3 * -	歳 45.7 45.1 50.0 *	円 466,155 466,380 477,699 *	円 84,932 91,602 93,233 *	円 381,223 374,778 384,467 *	前記課長に事故等の あるときの職務代行者 課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する 者 課長に直属し部下4人	行政職(1) 3級
事	技術課長代理 大 学 卒 短 大 校 卒 高 校 卒 中 学 卒	* - - -	* - - -	* * - -	* * - -	* * - -	以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認めら れる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長 - 係長 間)	同上
務	事務係長 大短高中 中	15 6 5 4 -	40.7 39.0 41.4 42.3	370,534 388,322 381,588 330,034	46,532 65,972 43,308 21,403	324,002 322,350 338,280 308,631	係の長及び係長級	同上
技術	技術係長 大一年 大年年 大年年 大校年 大校年 中学	9 2 3 4 -	38.7 39.5 35.7 40.5	364,253 327,786 349,672 393,423	16,767 14,903 2,672 28,270	347,487 312,883 347,000 365,153	専門職	同上
関係	事務主任 大	28 14 8 6	42.7 41.2 44.3 44.2	370,429 370,777 347,800 399,788	45,398 51,945 29,484 51,342	325,030 318,831 318,316 348,446	係長等のいる事業所に おける主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者	行政職(1) 1級、2級
職	技術主任 大短 字 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒 卒	39 12 15 12 -	43.1 39.3 47.7 41.2	407,288 355,800 449,047 406,575	62,097 56,539 66,965 61,570	345,191 299,262 382,082 345,006	係長等のいない事業 所において、職能資格 等が上記主任と同等と 認められる主任 中間職(係長-係員 間)	同上
種	事務係員	56 29 5 22	35.4 35.7 34.8 35.0	290,230 309,267 272,220 269,229	26,235 30,625 27,686 20,118	263,995 278,642 244,534 249,111		同上
	技術係員 大短高中 本卒卒	130 61 32 36 *	39.8 47.1 34.7 28.6 *	341,465 372,762 323,868 289,743 *	47,306 48,951 54,360 35,860 *	294,159 323,811 269,508 253,882 *		同上

その2 給与比較の対象外職種

規	模計						
\	項目			令和2年	F4月分平均	支給額	
職	種	調査実人員	平均 年齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	備考
技		人	歳	円	円	円	
能•	電話交換手	_	_	_	_	_	業務委託契約等に基づき、
労務関係	自家用乗用自 動車運転手	_	_	_	_	_	他の事業所において業務に 従事している者を除く。
関係	守衛	_	_	_	_	_	電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を 除く。
職種	用務員	_	_	_	_	_	121/ \0
	大学学長	_	_	_	_	_	
	大学副学長	_	_	_	_	_	
	大学学部長	*	*	*	*	*	
教	大学教授	50	55.7	761,584	71,678	689,906	
育	大学准教授	11	51.8	493,452	9,907	483,545	
関	大学講師	5	39.2	364,460	1,400	363,060	
係	大学助教	_	_	_	_	_	
職	高等学校校長	_	_	_	_	_	
種	高等学校教頭	2	56.5	671,235	70,085	601,150	
	高等学校主幹 教諭	_	_	_	_	_	
	高等学校指導 教諭	_	_	_	_	_	
	高等学校教諭	34	46.4	518,428	59,681	458,747	
	研究所長	3	52.7	943,033	0	943,033	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
研	研究部(課)長	67	47.8	662,838	0	662,838	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
究関係職	研究室(係)長	33	47.8	567,789	2,227	565,563	構成員3人以上の室(係)の 長
	主任研究員	74	56.2	584,140	54,561	529,579	下記研究員より上位の者
種	研究員	178	38.9	469,624	64,670	404,954	
	研究補助員	14	32.3	278,444	38,877	239,567	

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

					(平江・/0/
項目	採用あり	苍	切任給の改定状治	兄	採用なし
学 歴		増額	据置き	減額	
大学卒	42.7	(41.5)	(58.5)	-	57.3
高校卒	22.1	(42.4)	(57.6)	-	77.9

- (注)1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 - 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

	(<u> </u>
制度の有無	事業所割合
制度あり	77.4
制度なし	22.6

(単位:円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配偶者	13,214
配偶者と子1人	20,847 (7,633)
配偶者と子2人	27,521 (6,674)

- (注)1 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。
 - 2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。
 - 3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(参 考)

(単位:円)

	子	10,000
市職員の現行	配偶者	7,000
扶養手当月額	父母等その他の扶養親族	7,000
	満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子1人につき加算する額	5,000

第15表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
係 員	40.6	10.6	-	48.8
課長級	21.9	8.8	_	69.3

第16表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

							(+ <u>L</u> , /0)
項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実	施			定期昇給	定期昇給 制度なし
役職段階	1111/2007		増額	減額	変化なし	停止	1117/2/20
係員	85.3	80.3	21.7	7.1	51.5	5.0	14.7
課長級	61.5	56.8	15.1	5.3	36.4	4.7	38.5

⁽注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第3部 労働経済指標

第17表 費目別、世帯人員別標準生計費

(会和2年4月)

						(13 /	<u> 14 2 年 4 月)</u>
費	世	帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
			円	円	円	円	円
食	料	費	24, 960	39, 960	51, 920	63, 870	75, 830
住	居関係	系 費	90, 970	98, 090	88, 230	78, 370	68, 510
被原	服・履	物費	1, 160	3, 740	4, 240	4, 750	5, 260
雑	費	I	22, 040	28, 380	38, 380	48, 380	58, 380
雑	費	П	4, 390	12, 700	14, 790	16, 890	18, 990
	計		143, 520	182, 870	197, 560	212, 260	226, 970

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2~5人世帯については、「家計調査」(総務省)における令和2年4月の費 目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、 「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国消費実態調査」(総務省)を基に算定され た全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別 平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ 次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費 ---------- 食料 住居関係費 -----------住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

I ------------ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

Ⅱ ----------- その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、 仕送り金)

第18表 労働経済指標

年 月 甲成31年 令和元年												
項	目							単位	4月	5月	6月	7月
	全国(規模30人		きまって 支給する 給 与		調査産業計		金額	千円	299.5	294.8	297.6	296.4
賃金							前年同月比	%	0.3	0.1	0.3	0.0
労働					うち所定内給与		金額	千円	273.4	269.4	272.4	271.6
 時 間							前年同月比	%	0.3	△ 0.1	0.3	0.1
	以上)	総	総実労働門		時間数(調査産業計)		時間数	時間	148.7	141.4	147.4	150.1
生労			うち	ち所定外労働時間数			時間数	時間	13.1	12.4	12.3	12.3
厚生労働省毎月勤労統計	神奈			調査産業計		金額	千円	311.1	305.9	311.8	308.9	
# 月 勤	川県		まって 洽する	加且		前年同月比	%	△ 1.4	△ 1.7	△ 0.1	△ 0.1	
	規模	給	与		うち所定内給与		金額	千円	283.6	280.2	284.7	282.5
調	3 0)))) VCL 1\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		前年同月比	%	\triangle 2.2	\triangle 2.4	△ 1.0	△ 0.8
查)	人以上)	総	実労働昭	実労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	143.9	138.5	144.2	146.5
			うち	うち所定外労働時間数			時間数	時間	14.4	13.7	14.3	13.6
 生	家計調査(総務省)	消費支出(二人以上の世帯)		全	全 国		金額	千円	301.1	300.9	276.9	288.0
生 計							前年同月比	%	2.3	7.0	3.5	1.6
- "				JII	崎 市	金額	千円	373.3	314.2	292.6	328.2	
				,,,	reg	Lud 114	前年同月比	%	4.6	△ 4.6	△ 1.9	6.4
物		1			玉	前年同月比	%	0.9	0.7	0.7	0.5	
/m²	(総合指数、総務省) 川崎市				前年同月比	%	1.2	0.8	0.9	0.5		
価		国内企業物価指数(日本銀行)						%	1.3	0.7	△ 0.2	△ 0.7
	常用雇用指数(調査産業計、厚生労働省)						前年同月比	%	1.1	0.8	1.0	1.2
雇用		有効求人倍率 全 国					倍	1.63	1.62	1.61	1.59	
	(厚生労働省)			川崎市			倍	0.95	0.92	0.92	0.93	
生産		鉱工業生産指数(経済産業省)					前年同月比	%	△ 0.7	△ 1.9	△ 3.9	0.8
	#	製 造 工 業 労 働 生 産 性 指 数 (日本生産性本部)				前年同月比	%	△ 0.3	△ 0.6	△ 1.6	0.7	

					令和2年					
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
295.9	296.0	298.4	297.7	297.1	293.1	293.7	294.3	295.8	287.3	291.0
0.1	0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.2	0.4	0.3	△ 0.4	△ 1.2	\triangle 2.6	\triangle 2.2
271.3	271.8	273.0	271.9	271.8	269.1	269.2	269.9	273.0	268.7	272.3
0.2	0.2	0.2	△ 0.1	0.2	0.7	0.6	0.1	△ 0.1	△ 0.3	0.0
141.6	142.5	146.5	147.5	145.0	137.7	139.8	142.1	143.9	126.9	141.3
11.6	12.2	12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	11.9	10.6	8.6	9.3
310.7	306.7	310.5	311.5	312.0	299.4	303.2	300.7	298.5	293.2	297.2
△ 0.1	△ 1.3	△ 1.0	△ 1.0	0.5	△ 1.9	△ 1.0	△ 2.3	△ 4.1	△ 4.1	\triangle 4.6
285.4	281.8	282.6	284.2	285.4	275.0	278.3	276.2	275.6	274.5	277.9
△ 0.7	△ 1.9	\triangle 2.3	△ 1.7	0.0	△ 1.3	\triangle 0.6	△ 1.8	△ 2.8	△ 2.1	△ 2.4
136.3	138.2	141.7	143.7	141.7	131.2	134.8	136.5	134.3	120.2	137.6
11.9	13.8	13.9	14.1	13.7	11.7	12.3	11.3	10.0	8.2	9.4
296.3	300.6	279.7	278.8	321.4	287.2	271.7	292.2	267.9	252.0	273.7
1.3	10.8	△ 3.7	△ 0.8	△ 2.4	△ 3.1	0.2	△ 5.5	△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1
352.6	293.2	288.4	296.3	304.1	281.1	336.9	313.4	258.8	262.2	281.9
9.6	3.3	△ 8.3	6.1	△ 10.0	△ 5.1	12.7	△ 17.3	△ 30.7	△ 16.6	△ 3.7
0.3	0.2	0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1
0.3	0.4	0.3	0.5	0.8	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1
△ 0.9	△ 1.1	\triangle 0.4	0.1	0.9	1.5	0.7	△ 0.5	△ 2.5	△ 2.8	△ 1.6
1.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.2	1.1	1.1	0.9	0.2	0.2
1.59	1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11
0.94	0.93	0.92	1.01	1.03	0.94	0.96	0.94	0.82	0.74	0.68
△ 5.5	1.2	△ 8.2	△ 8.5	△ 3.7	△ 2.4	△ 5.7	△ 5.2	△ 15.0	△ 26.3	△ 18.2
△ 4.7	1.4	\triangle 6.5	△ 4.3	△ 2.8	\triangle 4.3	\triangle 4.4	△ 4.7	△ 13.1	△ 16.6	△ 10.1

参考

職員の給与に関する報告及び勧告 (令和2年10月)

職員の給与に関する報告及び勧告

令和2年10月

川崎市人事委員会



2 川人委調第400号 令和2年10月22日

川崎市議会議長 山 崎 直 史 様 川 崎 市 長 福 田 紀 彦 様

川崎市人事委員会 委員長 魚津利 興

職員の給与に関する報告及び勧告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別 紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

別紙弗!	郑		
	1	職員の給与等の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	民間の給与等の実態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3	民間給与との比較	3
	4	人事院勧告の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	5	本年の給与の改定	6
	(1) 期末・勤勉手当	6
	(2	2) 月例給	6
	6	おわりに	6
別紙第2	勧	告	9
参考	資	料	11

報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

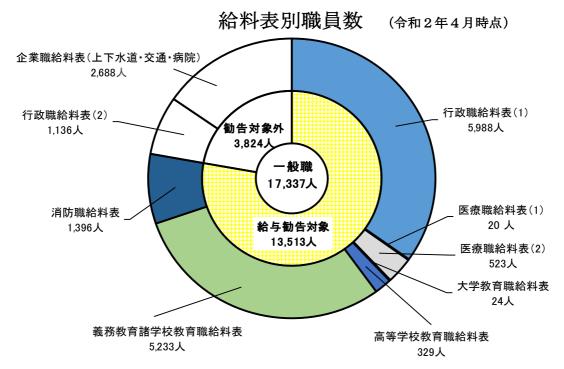
その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、企業職員を含む本市の一般職の職員は17,337人であり、このうち「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員(14,649人、平均年齢41.0歳)の平均給与月額は、406,741円(給料332,565円、扶養手当7,667円、地域手当55,458円、その他11,051円)となっている。

また、行政職給料表(1)の適用職員(5,988人、平均年齢41.6歳)の平均給与月額は、406,761円(給料329,305円、扶養手当7,994円、地域手当55,552円、その他13,910円)となっている。

なお、本委員会の勧告の対象は、行政職給料表(2)の適用職員及び企業職員を 除く一般職の職員である。



- (注)1 再任用職員、任期付職員及び休職中の職員等は含まれていない。
 - 2 企業職給料表(上下水道・交通・病院) は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)~(3)及び病院企業職給料表(1)~(4)の合算である。

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の491事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された111事業所について行ったものである。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して 実施した。調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

他方、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染

予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で実施することとした。調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額等となっている。

【参考資料第1~3表(13~14ページ)参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞 与等の特別給は、所定内給与月額の4.45月分相当となっている。

【参考資料第2表(14ページ)参照】

(2) 冬季賞与の考課査定分の配分状況

民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況については、一般の 従業員(係員)で48.8%、課長級で56.9%、部長級で59.9%となっている。

【参考資料第3表(14ページ)参照】

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行っているところである。

本年においても、8月17日から9月30日までの期間に実施した職種別民間給与実態調査の結果に基づき、別途、4月分の給与について公民較差を算出することとする。

4 人事院勧告の概要

人事院は、本年10月7日、国会及び内閣に対して、国家公務員(一般職)の 給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。その概要 は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

〇 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ (△0.05月分) 月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。 その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

Ⅱ ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施(完了率80.3%)

なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務 の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月 (公務の支給月数 4.50月)

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

- 100 MA 2 100 1 2 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10							
		6月期	12月期				
令和2年度	期末手当	1.30 月 (支給済み)	1.25 月(現行1.30月)				
	勤勉手当	0.95 月(支給済み)	0.95 月 (改定なし)				
3年度	期末手当	1. 275月	1. 275月				
以降	勤勉手当	0.95 月	0.95 月				

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定 行政職(一)…現行給与408,868円 平均年齢43.2歳〔対前年△2,255円、△0.2歳〕

公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員 も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう 措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。 人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就 職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係 各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員 のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要 柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

(2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラの防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント 相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

(3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

(4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

(5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための 措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反 映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

5 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案 し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとお り措置する必要があると考える。

(1) 期末·勤勉手当

期末・勤勉手当については、職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.50月分)が、民間事業所の特別給の支給割合(4.45月分)を上回っていることが判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月分とする。

併せて、特定任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についても所要の措置を行うこととする。

(2) 月例給

月例給については、前記3の方法により算出した公民較差に基づき、別途、 必要な報告及び勧告を行うこととする。

6 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

今回の勧告は、民間事業所における特別給の支給状況との均衡を考慮し、期 末・勤勉手当についての引下げを行うこととする内容となった。

本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割を理解され、 別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勧 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第1に述べた報告に基づき、次の措置 を執られるよう勧告する。

1 諸手当

期末・勤勉手当については、別紙第1で述べた事項を考慮し、国及び他都市の動向を勘案して引下げ改定を行うこと。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

参考資料

目 次

民	間	給与	事等	の	実	態	
	_						

	令和2年	職種別戶	是間給与実態調查	堂の概要 しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しん			• • • •			• • • • •	• 11
	第1表	産業別、	企業規模別調查	 生事業所数	• • •						• 13
	第2表	民間にお	おける特別給のま	支給状況			• • • •				• 14
	第3表	民間にお	おける冬季賞与の	の考課査定	分の酉	记分状》	兄 ·				• 14
X	上記以外	の参考賞	野料については、	月例給等	の報告	告及び勧	勧告∂	り際に	別途	掲載	

民間給与等の実態

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等を検討するため、民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査の内容等

(1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況 なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、①及び②に関する調査である。

(2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1) ①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・(1)①及び②に関する調査:6月29日(月)~7月31日(金)
- ・(1)③及び④に関する調査:8月17日(月)~9月30日(水)

3 調査機関

本委員会、人事院、神奈川県人事委員会等

4 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本 標準産業分類の大分類(ア〜ツ)に分類された 491 事業所。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は 調査対象から除外した。

ア農業、林業

- イ漁業
- ウ鉱業、採石業、砂利採取業
- 工 建設業
- 才 製造業
- カ 電気・ガス・熱供給・水道業
- キ 情報通信業
- ク 運輸業、郵便業
- ケ 卸売業、小売業
- コ金融業、保険業

- サ 不動産業、物品賃貸業
- シ 学術研究、専門・技術サービス業
- ス 宿泊業、飲食サービス業
- セ 生活関連サービス業、娯楽業
- ソ 教育、学習支援業
- タ 医療、福祉
- チ 複合サービス事業
- ツ サービス業 (他に分類されないもの) (中分類の宗教 及び外国公務に分類されるものを除く。)

(2) 調査対象職種

54 職種(うち初任給関係職種 12 職種)

5 標本事業所の抽出

4の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から111事業所を無作為に抽出し実地によらない方法により調査を行った。

先行して実施した調査における調査の完結した事業所は、第1表のとおりである。

6 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位:事業所)

				(単位:事業所)
企業規模 産 業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	3	1	0	2
製造業	33	14	15	4
電気・ガス・ 熱供給・水道業	0	0	0	0
情報通信業	15	10	3	2
運輸業、郵便業	12	4	5	3
卸売業、小売業	6	3	3	0
金融業、保険業	3	3	0	0
不動産業、 物品賃貸業	0	0	0	0
学術研究、専門・ 技術サービス業	2	1	1	0
宿泊業、飲食 サービス業	0	0	0	0
生活関連サービス 業、娯楽業	0	0	0	0
教育、 学習支援業	3	1	1	1
医療、福祉	0	0	0	0
複合サービス事業	2	2	0	0
サービス業(他に 分類されないもの)	3	3	0	0
合 計	82	42	28	12

⁽注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が29事業所あった(規模不適1事業所を含む。)。

^{2 「500}人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

第2表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務·技術等従業員	技能•労務等従業員	
平均所定内給与月額	下半期(A1)	415,573	300,890	
(単位:円)	上半期(A2) 414,754		302,533	
特別給の支給額	下半期(B1)	907,508	548,813	
(単位:円)	上半期(B2)	971,354	555,941	
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.18 月分	1.82 月分	
付が小和ウンス和古げ口	上半期(B2/A2)	2.34 月分	1.84 月分	
年間の平	均	4.45	月分	

⁽注)1 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは令和2年2月から7月までの期間をいう。

第3表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

項目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	51.2	48.8
課長級	43.1	56.9
部長級	40.1	59.9

² 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、4.50月分である。